

檜原村障害者計画

第6期檜原村障害福祉計画

第2期檜原村障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

檜 原 村

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	4
5	計画策定の体制	4
6	障害者施策をめぐる動向	5
第2章	障害者を取り巻く状況	7
1	檜原村の障害者の状況	7
2	アンケート調査結果	11
3	障害福祉サービスの実績値の状況	29
4	地域生活支援事業の実績値の状況	35
5	第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の現状と課題	38
第3章	計画の基本理念・基本指針	41
1	基本理念	41
2	基本目標	42
3	施策の体系	43
第4章	障害者計画における施策の推進	44
1	ともに暮らす地域づくり	44
2	地域で支える支援体制づくり	49
3	安心して生活できる村づくり	52
第5章	障害福祉計画・障害児福祉計画	55
1	計画の基本的な考え方	55
2	令和5年度に向けた、障害福祉サービスの提供体制が目指す目標	56
3	障害福祉サービス等の見込み量と取り組み	62
第6章	計画の推進に向けて	89
1	各サービスの円滑な実施に向けた取り組み	89
2	計画達成状況の点検及び評価	90
資料編	91
1	檜原村障害福祉計画策定委員会設置条例	91
2	檜原村障害福祉計画策定委員会委員名簿	92
3	計画策定の経過	92

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）に批准するため、障害のある方の権利を守るための様々な法整備を進めてきました。「障害者基本法」での差別の禁止や、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」による障害者虐待の防止、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」により障害者の範囲に難病患者を追加するなど、障害のある方を取り巻く環境が変化しています。

また、福祉分野全体では、「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉制度の改革が進められており、障害のある方も含めた、すべての方が地域、暮らし、生きがいをともしつくり、高めあう社会の在り方が求められています。そのため、障害のある方の権利が守られるとともに、自らの意思決定に基づいた社会参加ができるよう多様な支援が必要となっています。

本村では、平成30年に「第5期檜原村障害福祉計画・第1期檜原村障害児福祉計画」を策定し、「障害のあるすべての方が地域で役割を持ち地域社会の一員として活躍できる村づくり」「子供から大人まですべての村民がともに安心して暮らせる、助けあい・支えあいの村づくり」「村のあらゆる資源を活用し、誰もが必要なサービスを受けることができる村づくり」を基本理念に掲げ、障害福祉施策を進めてきました。

これまで、障害者計画は「檜原村地域福祉計画」に包含されておりましたが、本計画では障害福祉計画・障害児福祉計画と合わせて、3計画を一体的に策定することとなりました。

この度、これまでの村の取り組みに、新たな国の障害者制度の動向を踏まえ、檜原村におけるさらなる障害者福祉の村づくりを推進するため、「檜原村障害者計画・第6期檜原村障害福祉計画・第2期檜原村障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「障害者計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの性質を併せ持つ計画です。

■障害者基本法(昭和45年法律第84号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第33条の20第1項

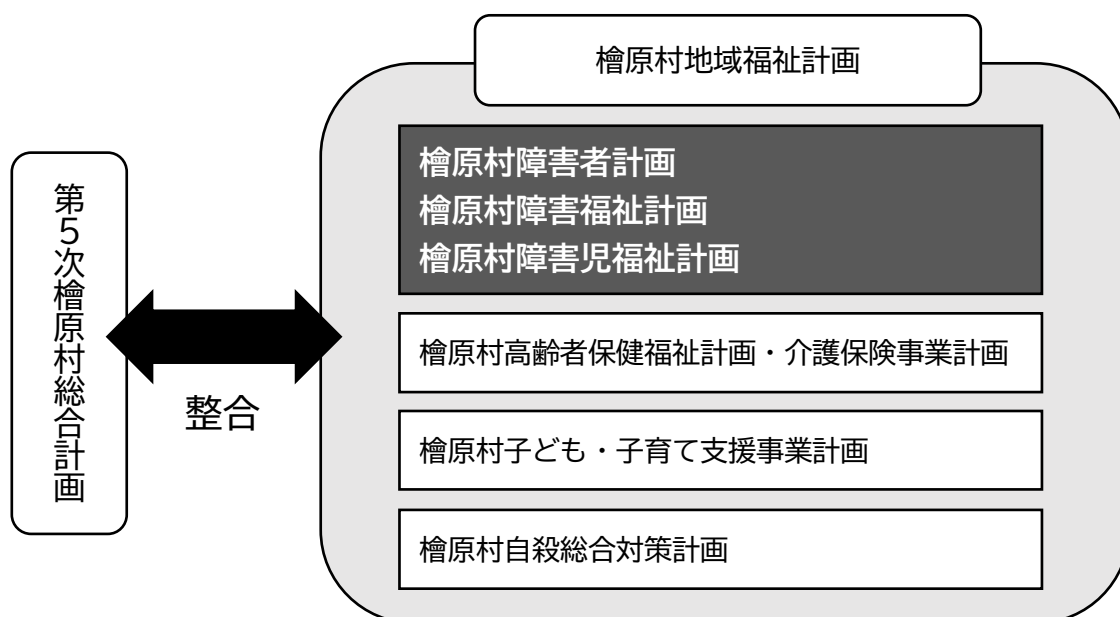
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 各種計画における位置づけ

本計画は、本村における村づくり計画の上位計画である「第5次檜原村総合計画」の個別計画の一つであり、総合計画に掲げる檜原村の実現に向け、障害者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけます。

また、障害者福祉をはじめ児童福祉や高齢者福祉等の福祉を推進する計画である「第4期檜原村地域福祉計画」との整合を図り、福祉の共通理念のもと福祉施策の推進に向けた取り組みを行っていく必要があります。

このため、総合計画との整合を図るとともに、国や都及び本村の関連計画と施策内容の調整を図ったものとしています。



3 計画の対象

本計画は、「障害者基本法」に基づき、障害のある方の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障害のある方や難病患者等も含むこととします。

また、障害の有無を問わず、すべての村民に対して、本計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

4 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者計画									
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		

5 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、「檜原村障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容についての審議を行いました。策定委員会には、障害者団体関係者や障害福祉の現場で活動する事業所の職員等福祉関係者に委員として参画していただいています。

また計画の策定にあたっては、障害者の現状や課題の把握のために、村内に居住する障害者及び本村の障害福祉サービス利用者に対してアンケート調査を実施しました。

6 障害者施策をめぐる動向

国では、平成 18 年以降、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）に批准するため、障害者福祉に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。

年	主な制度・法律	主な内容
平成 18	障害者権利条約の国連総会採択	・ 障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約
	障害者自立支援法の施行	・ 障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・ 「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入 ・ サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
平成 21	障がい者制度改革推進本部の設置（閣議決定）	・ 障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障害のある方にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
平成 22	【改正】障害者自立支援法の施行	・ 応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・ 障害者の範囲の見直し（発達障害を追加）
平成 23	【改正】障害者基本法の施行	・ 目的規定及び障害者の定義の見直し ・ 地域社会における共生 ・ 差別の禁止
平成 24	【改正】児童福祉法の施行	・ 障害児施設の再編 ・ 放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・ 虐待を発見した者に通報の義務づけ ・ 虐待防止等の具体的スキームの制定 ・ 障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
平成 25	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）	・ 共生社会実現等の基本理念の制定 ・ 障害者の範囲の見直し（難病等を追加）
平成 26	障害者権利条約の批准	・ 障害者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成 27	難病法の施行	・ 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成 28	障害者差別解消法の施行	・ 障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年 4 月施行	・ 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・ 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置

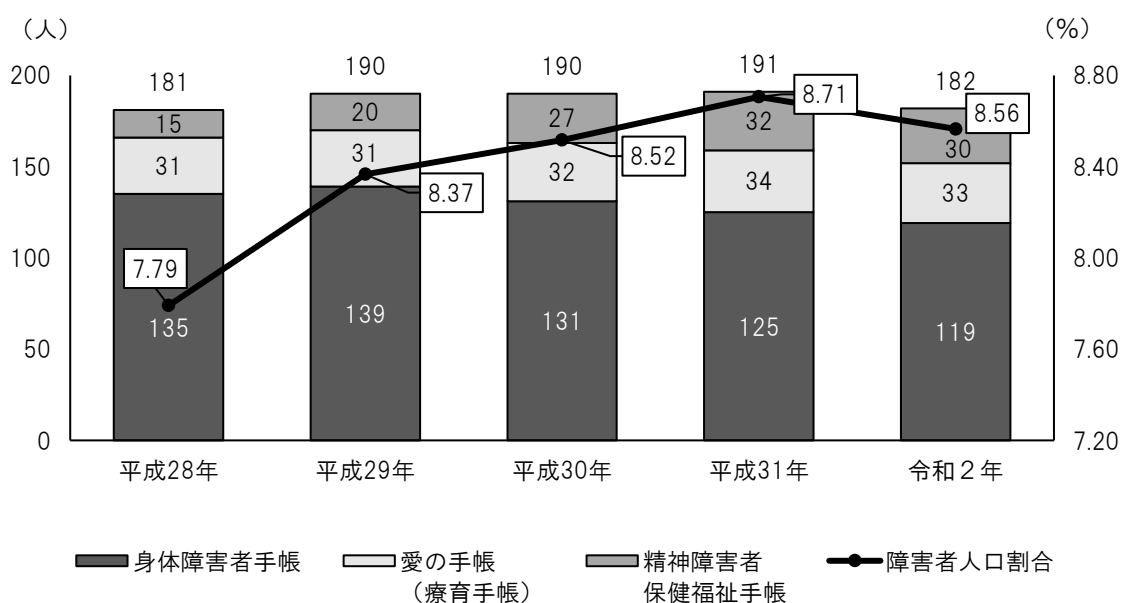
年	主な制度・法律	主な内容
平成 28	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30	障害者基本計画（第4次）策定	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
平成 31	障害者文化芸術推進計画策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元	【改正】障害者雇用促進法 ※令和2年4月施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

第2章 障害者を取り巻く状況

1 檜原村の障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数についてみると、平成28年から令和2年にかけてほぼ横ばいとなっています。各手帳所持者別にみると、令和2年で身体障害者手帳が119人と最も多く、次いで愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の順となっています。総人口に対する障害者人口割合についてみると、平成28年から平成31年にかけて増加していましたが、令和2年に若干減少し8.56%となっています。



資料：福祉けんこう課（各年3月末時点）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者についてみると、平成28年から平成29年にかけて増加しましたが、平成30年以降減少傾向にあります。障害部位別にみると、令和2年で「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」、「視覚障害」となっています。

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	肢体 不自由	内部障害	合計
平成28年	16	9	1	83	26	135
平成29年	16	7	2	83	31	139
平成30年	11	9	3	74	34	131
平成31年	12	10	2	71	30	125
令和2年	12	10	2	71	24	119

資料：福祉けんこう課（各年3月末時点）

また、等級別にみると、令和2年で「1級」が最も多く、次いで「4級」、「2級」、「3級」（2級と3級は同数）となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成28年	38	24	25	28	8	12	135
平成29年	44	22	24	27	10	12	139
平成30年	40	18	28	25	8	12	131
平成31年	39	20	23	25	7	11	125
令和2年	34	21	21	25	7	11	119

資料：福祉けんこう課（各年3月末時点）

(3) 愛の手帳（療育手帳）所持者の状況

愛の手帳（療育手帳）所持者についてみると、平成28年から令和2年にかけてほぼ横ばいとなっています。等級別にみると、令和2年で「軽度」が最も多く、次いで「中度」、「重度」となっています。平成28年から令和2年にかけて「軽度」が増加傾向、「中度」が減少傾向にあります。

単位：人

	最重度	重度	中度	軽度	合計
平成28年	3	9	12	7	31
平成29年	3	10	11	7	31
平成30年	3	10	11	8	32
平成31年	3	10	10	11	34
令和2年	3	9	10	11	33

資料：福祉けんこう課（各年3月末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、平成28年から令和2年にかけて増加傾向にあります。等級別にみると、令和2年で「2級」が最も多く、次いで「1級」、「3級」となっています。平成28年から令和2年にかけてどの級も増加傾向にあります。

単位：人

	1級	2級	3級	合計
平成28年	1	13	1	15
平成29年	3	14	3	20
平成30年	4	18	5	27
平成31年	6	19	7	32
令和2年	6	19	5	30

資料：福祉けんこう課（各年3月末時点）

(5) 自立支援医療給付費の受給者数の状況

自立支援医療給付費の受給者数の状況についてみると、平成 28 年から令和 2 年にかけて増加傾向にあり、「精神通院医療」がこの 5 年間で約 2 倍に増加しました。令和 2 年で「更生医療」が 1 人、「育成医療」が 0 人、「精神通院医療」が 62 人となっています。

単位：人

	更生医療	育成医療	精神通院医療	合計
平成 28 年	0	0	32	32
平成 29 年	0	0	33	33
平成 30 年	1	0	53	54
平成 31 年	1	0	57	58
令和 2 年	1	0	62	63

資料：福祉けんこう課（各年 3 月末時点）

(6) 難病患者数の状況

難病患者数の状況についてみると、平成 28 年から令和 2 年にかけてほぼ横ばいとなっています。令和 2 年で「特定疾患」が 21 人、「小児慢性特定疾患」が 0 人、「血友病」が 0 人となっています。

単位：人

	特定疾患	小児慢性特定疾患	血友病	合計
平成 28 年	17	0	1	18
平成 29 年	18	0	0	18
平成 30 年	22	0	0	22
平成 31 年	21	0	0	21
令和 2 年	21	0	0	21

資料：福祉けんこう課（各年 3 月末時点）

2 アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、村内に居住する障害者及び檜原村の障害福祉サービス利用者の日中活動の状況、障害の状態、施策への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査対象者	檜原村に居住している障害者手帳をお持ちの方及び檜原村に居住していないが檜原村の障害福祉サービスを利用されている方
調査期間	令和2年7月4日～令和2年7月20日
調査方法	郵送配付・郵送回収

■調査票配付数・回収数

配付数（件）	回収数（件）	有効回答率（％）
160	73	45.6

※配付数 160 件のうち、檜原村居住者以外への配付は 11 件です。

※グラフ中の n という表記は number of case の略であり、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

※集計にあたって小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、単数回答であっても合計が 100.0%にならない場合があります。

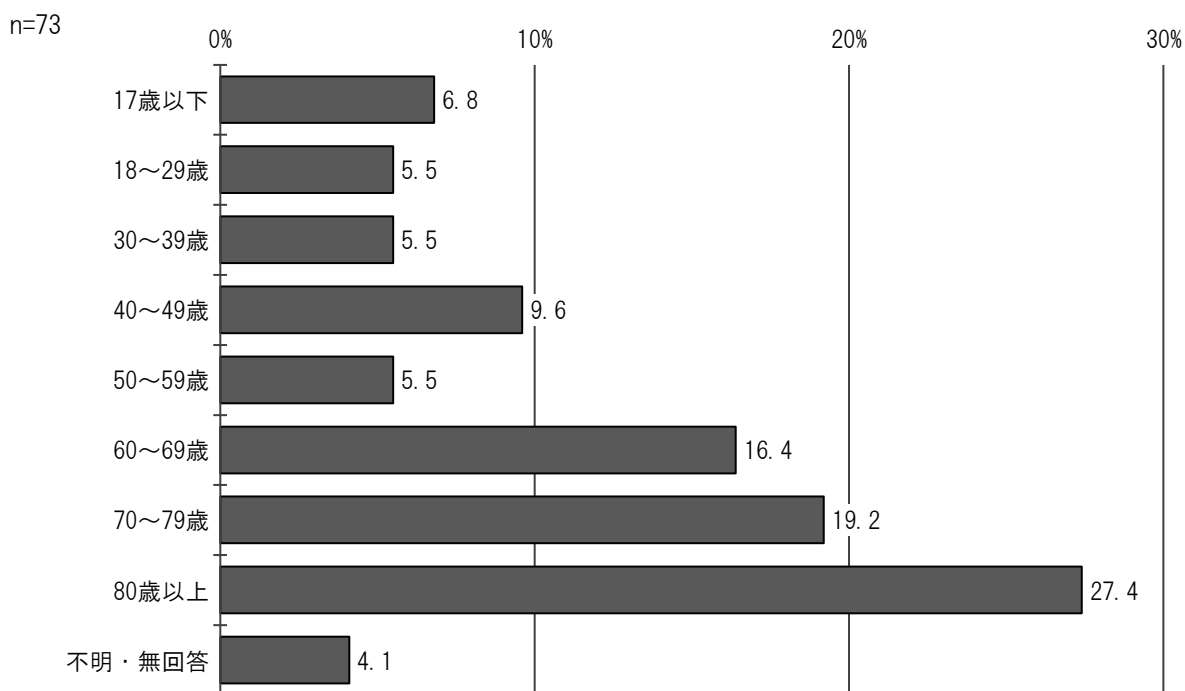
※クロス集計における、「全体」の合計については「不明・無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の合計を足し合わせても「全体」の合計と一致しない場合があります。

※障害種別について【身体障害者】は「身体障害者手帳 1 級～6 級」を所持していると回答した方、【知的障害者】は「愛の手帳（療育手帳）1 度～4 度」を所持していると回答した方、【精神障害者】は「精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級」を所持していると回答した方を指します。複数の手帳を所持している方もいます。

(2) 回答者について

■年齢

回答者の年齢についてみると、「80歳以上」が27.4%と最も多く、次いで「70～79歳」が19.2%、「60～69歳」が16.4%となっています。(単数回答)



障害種別に見ると、〈身体障害者〉では「80歳以上」、〈知的障害者〉では「17歳以下」「18～29歳」「40～49歳」、〈精神障害者〉では「40～49歳」「50～59歳」「60～69歳」が最も多くなっています。

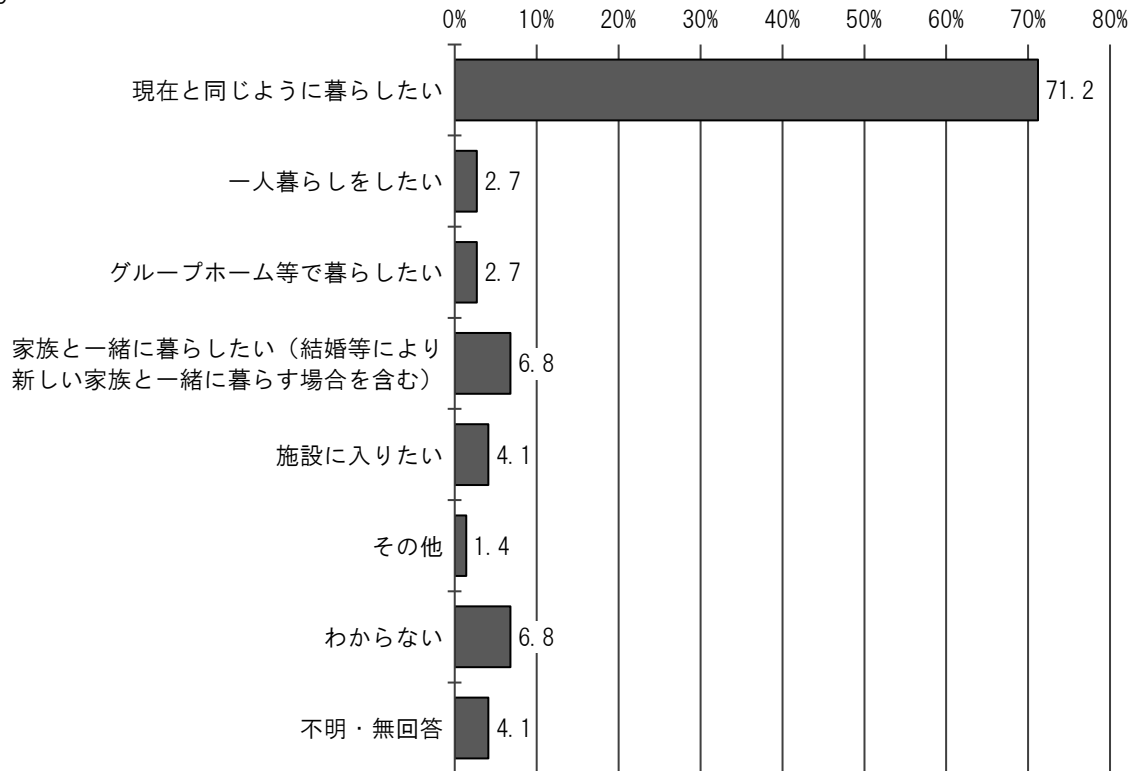
%	合計	17歳以下	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不明・無回答
全体	73	6.8	5.5	5.5	9.6	5.5	16.4	19.2	27.4	4.1
身体障害者	51	5.9	0.0	5.9	5.9	3.9	19.6	23.5	33.3	2.0
知的障害者	19	15.8	15.8	10.5	15.8	5.3	10.5	10.5	10.5	5.3
精神障害者	4	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0

(3) 暮らしについて

■今後3年以内の暮らしの希望

今後3年以内の暮らしの希望についてみると、「現在と同じように暮らしたい」が71.2%と最も多く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」「わからない」が6.8%となっています。
(単数回答)

n=73



現在の生活の場別にみると、〈自宅〉・〈入所施設 (障害者)〉では、「現在と同じように暮らしたい」が最も多くなっています。〈グループホーム (障害者)〉では、「一人暮らしをしたい」が最も多くなっています。

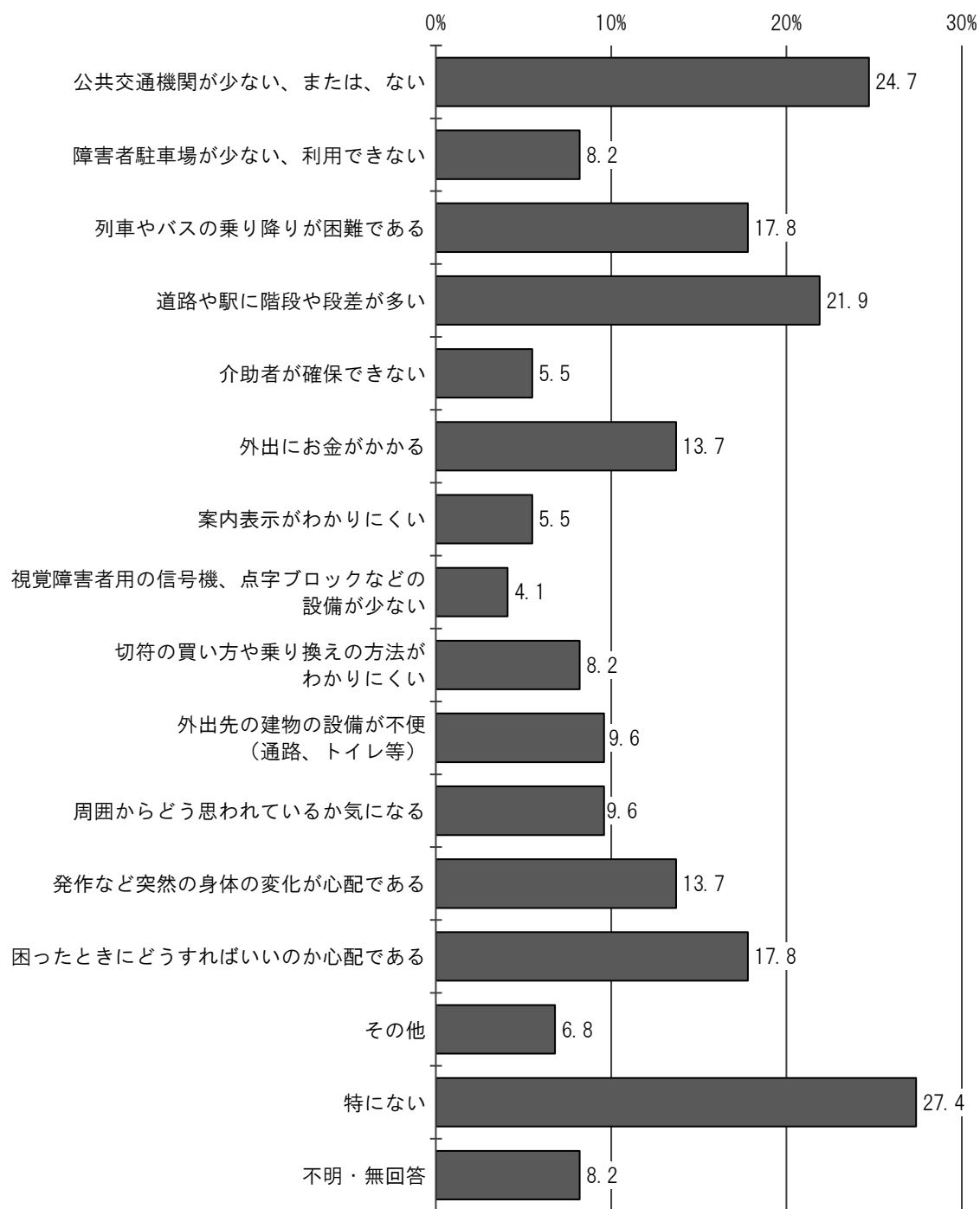
%	合計	現在と同じように暮らしたい	一人暮らしをしたい	グループホーム等で暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい (結婚等により新しい家族と一緒に暮らす場合を含む)	施設に入りたい	その他	わからない	不明・無回答
全体	73	71.2	2.7	2.7	6.8	4.1	1.4	6.8	4.1
自宅	54	83.3	0.0	1.9	1.9	1.9	1.9	5.6	3.7
グループホーム (障害者)	7	14.3	28.6	14.3	14.3	0.0	0.0	14.3	14.3
入所施設 (障害者)	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医療機関 (病院)	3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0
高齢者福祉施設	3	33.3	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0

(4) 外出時について

■外出時に困ること

外出時に困ることについてみると、「特にない」が27.4%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない、または、ない」が24.7%、「道路や駅に階段や段差が多い」が21.9%となっています。(複数回答)

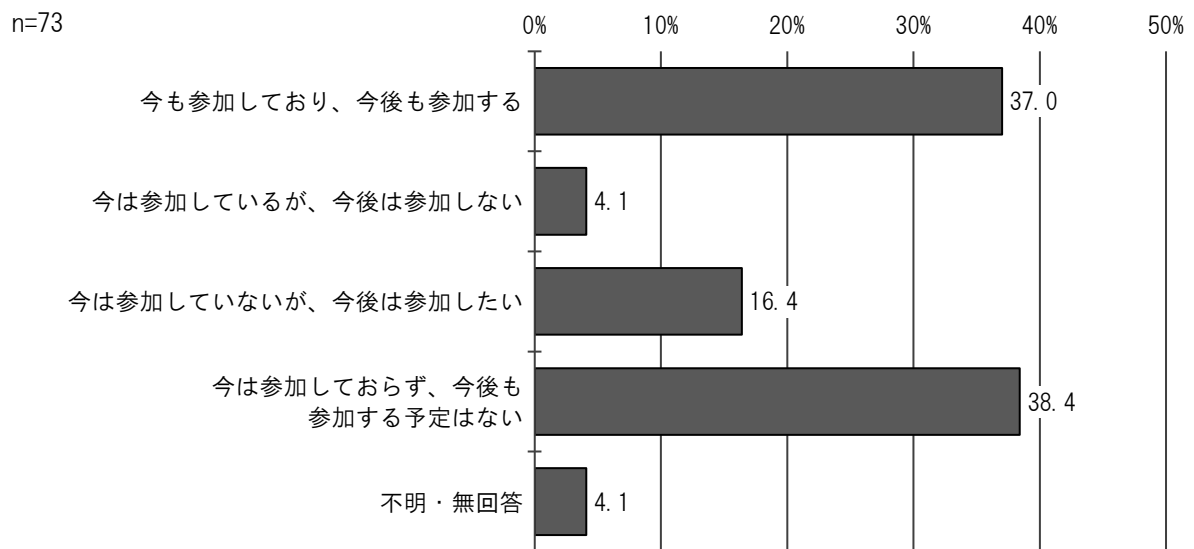
n=73



(5) 地域での生活について

■地域活動への参加

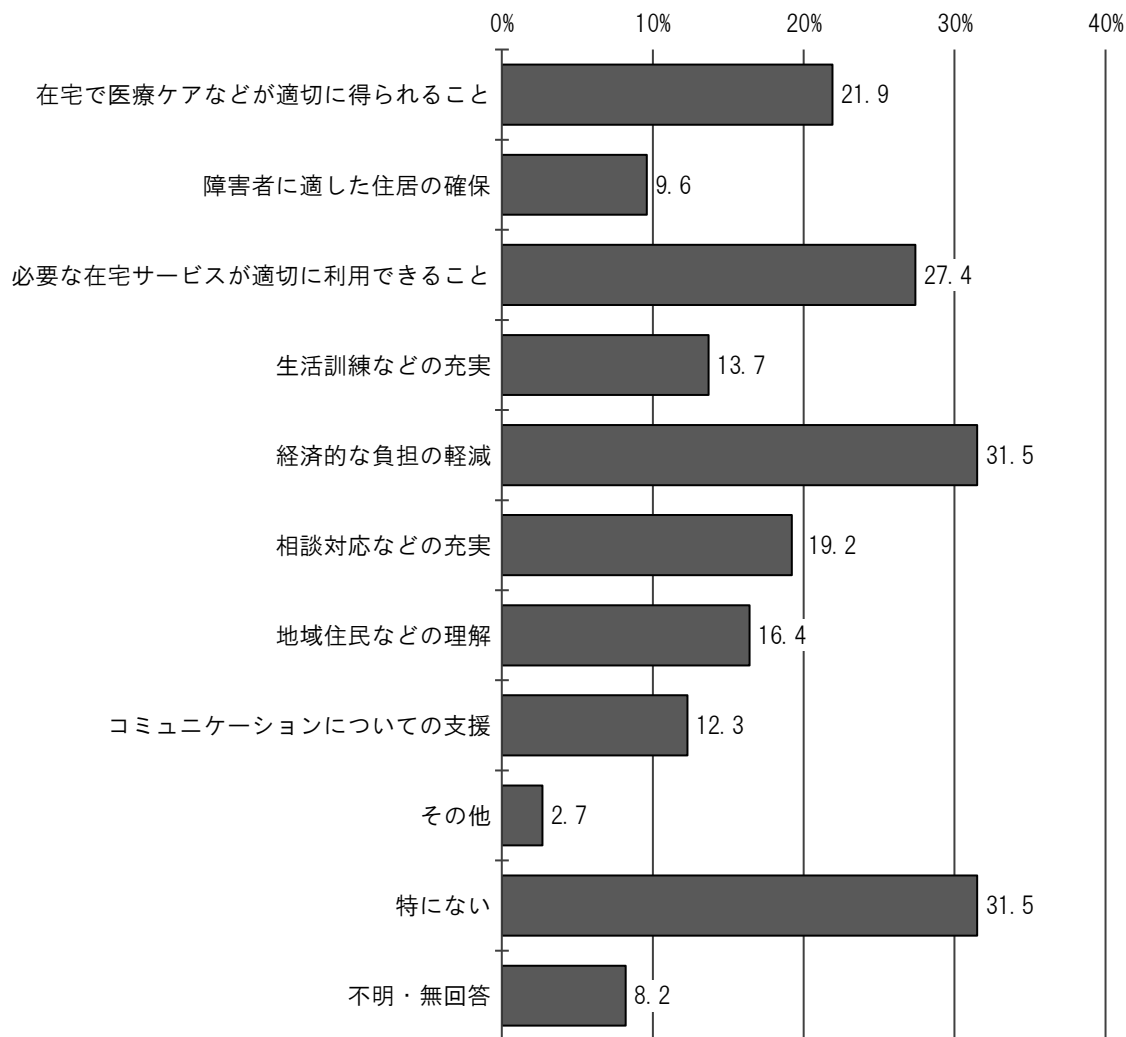
地域活動への参加についてみると、「今は参加しておらず、今後も参加する予定はない」が38.4%と最も多く、次いで「今は参加しており、今後も参加する」が37.0%、「今は参加していないが、今後は参加したい」が16.4%となっています。(単数回答)



■地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援についてみると、「経済的な負担の軽減」「特にない」が31.5%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が27.4%となっています。（複数回答）

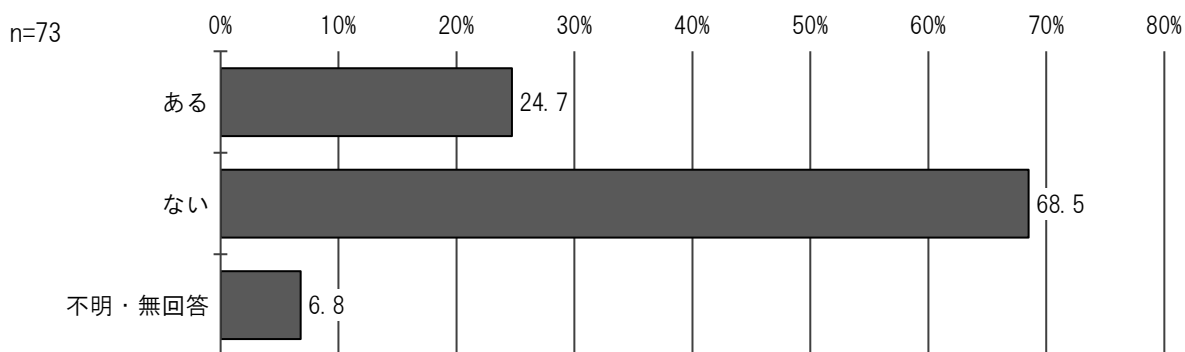
n=73



(6) 障害に対する理解について

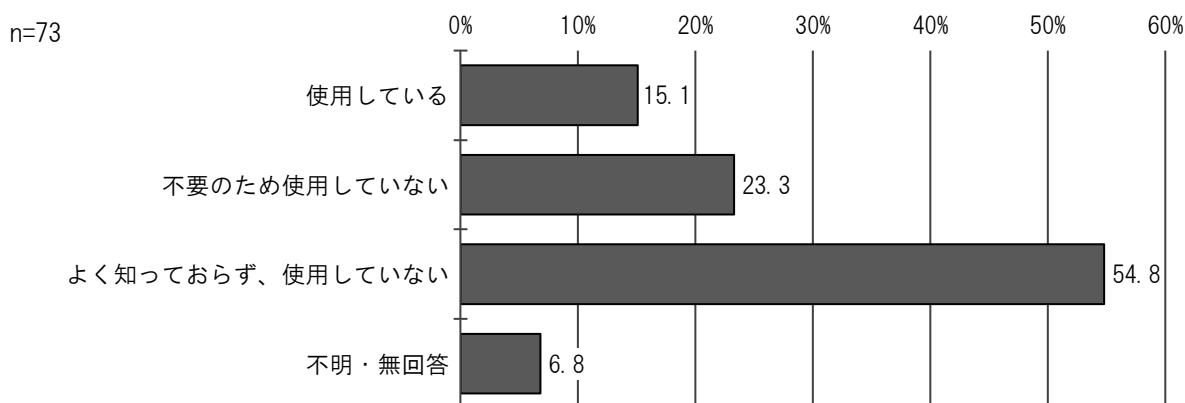
■差別・偏見の有無

差別・偏見を受けたことがあるかについてみると、「ない」が68.5%と、「ある」の24.7%を上回っています。(単数回答)



■ヘルプカードの使用

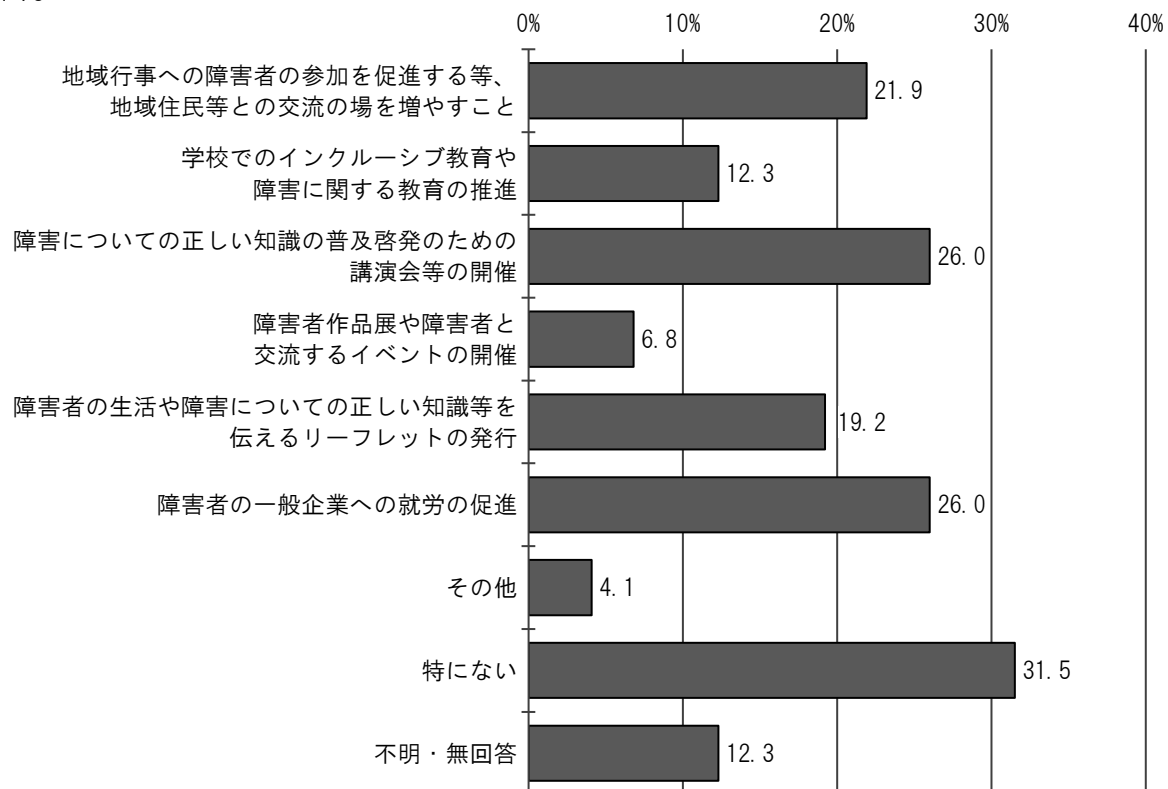
ヘルプカードの使用についてみると、「よく知っておらず、使用していない」が54.8%と最も多く、次いで「不要のため使用していない」が23.3%、「使用している」が15.1%となっています。(単数回答)



■地域住民の障害に対する理解について

地域住民の障害に対する理解を進めていくために重要なことについてみると、「特にない」が31.5%と最も多く、次いで「障害についての正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催」「障害者の一般企業への就労の促進」が26.0%となっています。（複数回答）

n=73

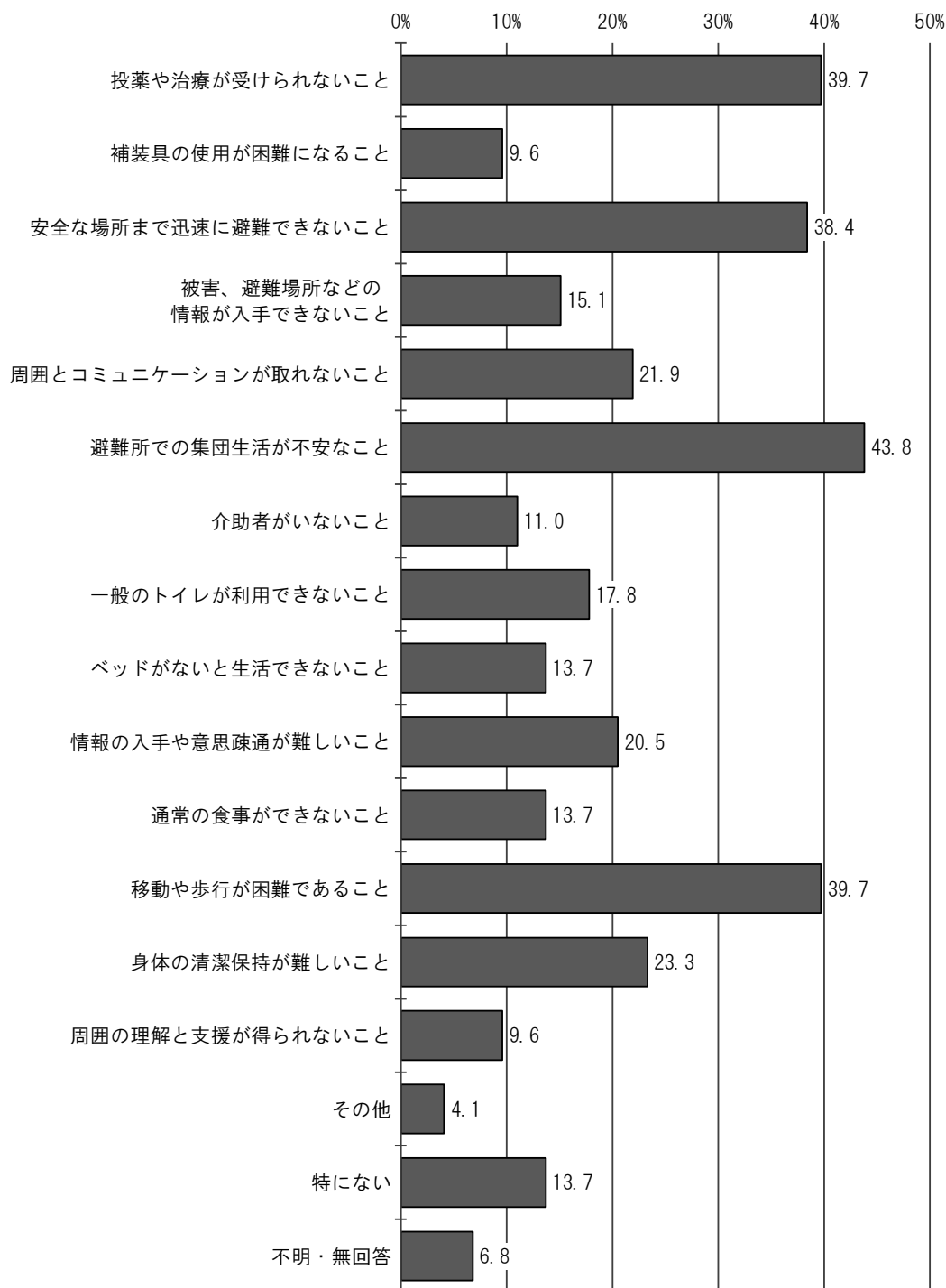


(7) 災害時について

■災害時に困ることや不安なこと

災害時に困ることや不安なことについてみると、「避難所での集団生活が不安なこと」が43.8%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられないこと」「移動や歩行が困難であること」が39.7%となっています。(複数回答)

n=73

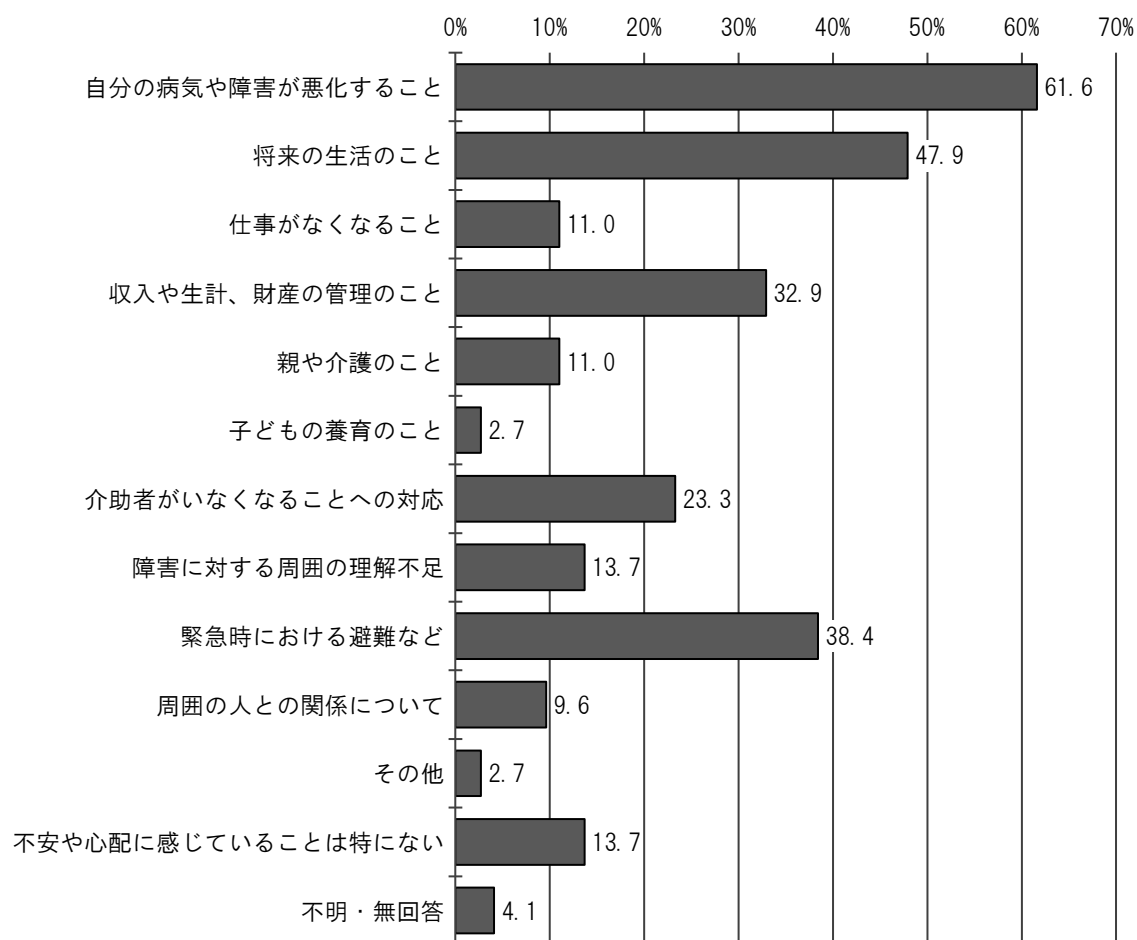


(8) 相談について

■不安や心配なこと

現在または将来の不安や心配なことについてみると、「自分の病気や障害が悪化すること」が 61.6%と最も多く、次いで「将来の生活のこと」が 47.9%、「緊急時における避難など」が 38.4%となっています。(複数回答)

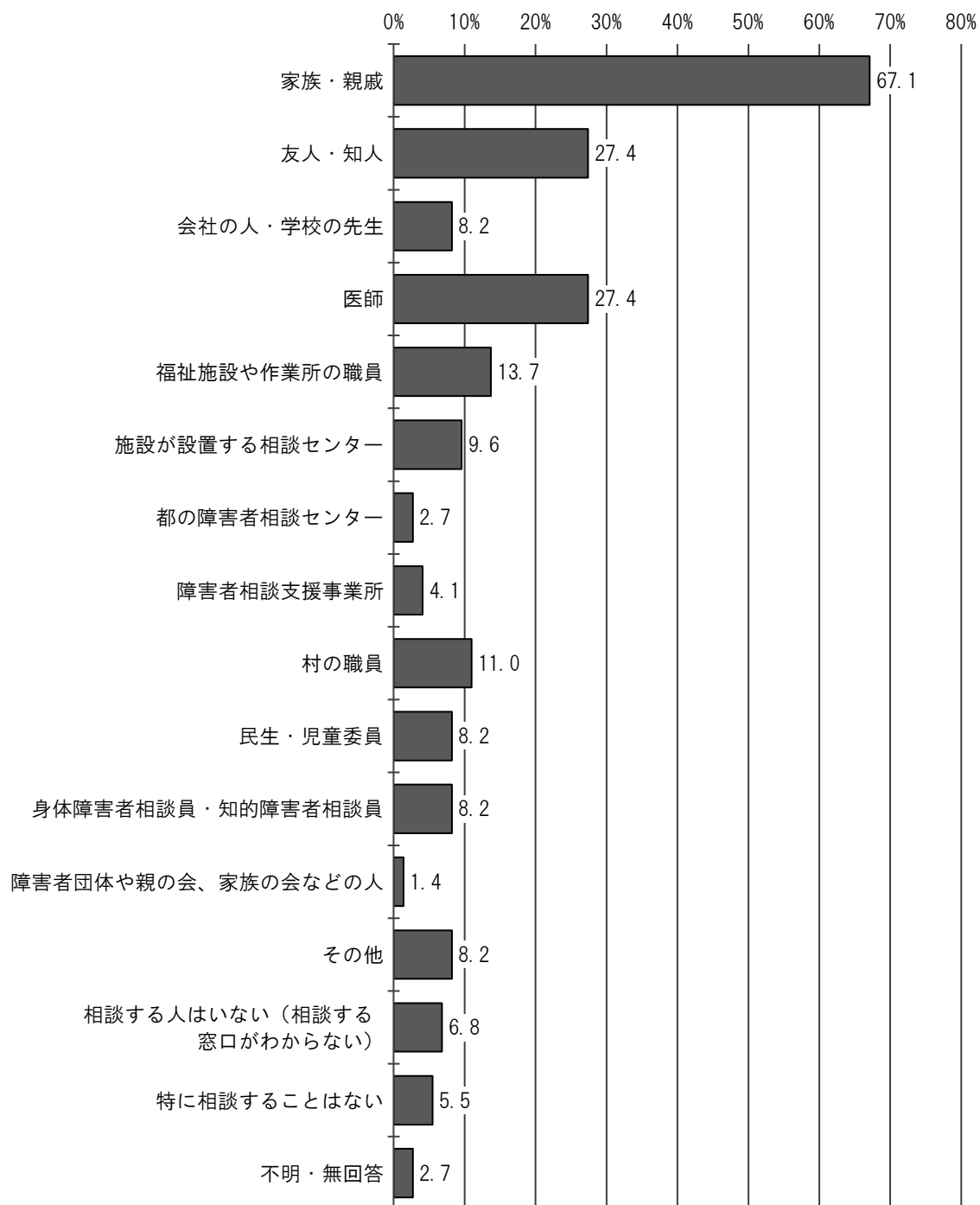
n=73



■相談相手

悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）かについてみると、「家族・親戚」が67.1%と最も多く、次いで「友人・知人」「医師」が27.4%となっています。（複数回答）

n=73

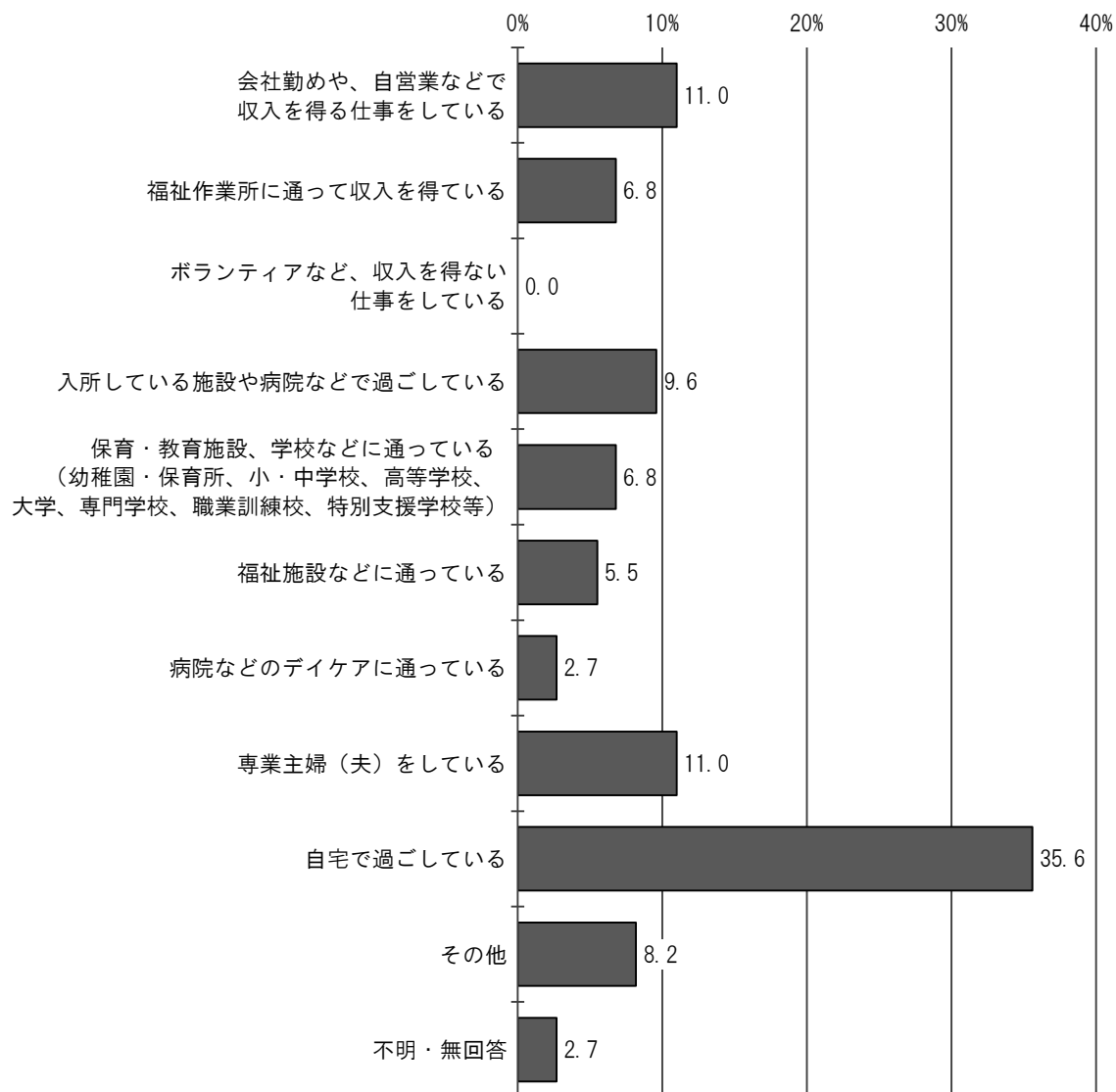


(9) 就労について

■平日の日中の過ごし方

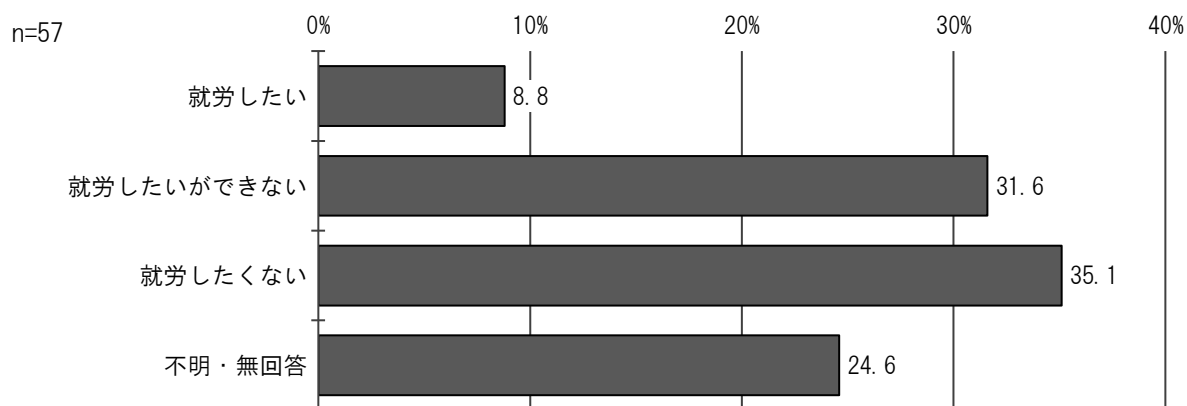
平日の日中の過ごし方についてみると、「自宅で過ごしている」が35.6%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業などで収入を得る仕事をしている」「専業主婦（夫）をしている」が11.0%となっています。（単数回答）

n=73



■就労意向

現在就労していない18歳以上の方が今後、就労したいと思うかについてみると、「就労したくない」が35.1%と最も多く、次いで「就労したいができない」が31.6%、「就労したい」が8.8%となっています。（単数回答）



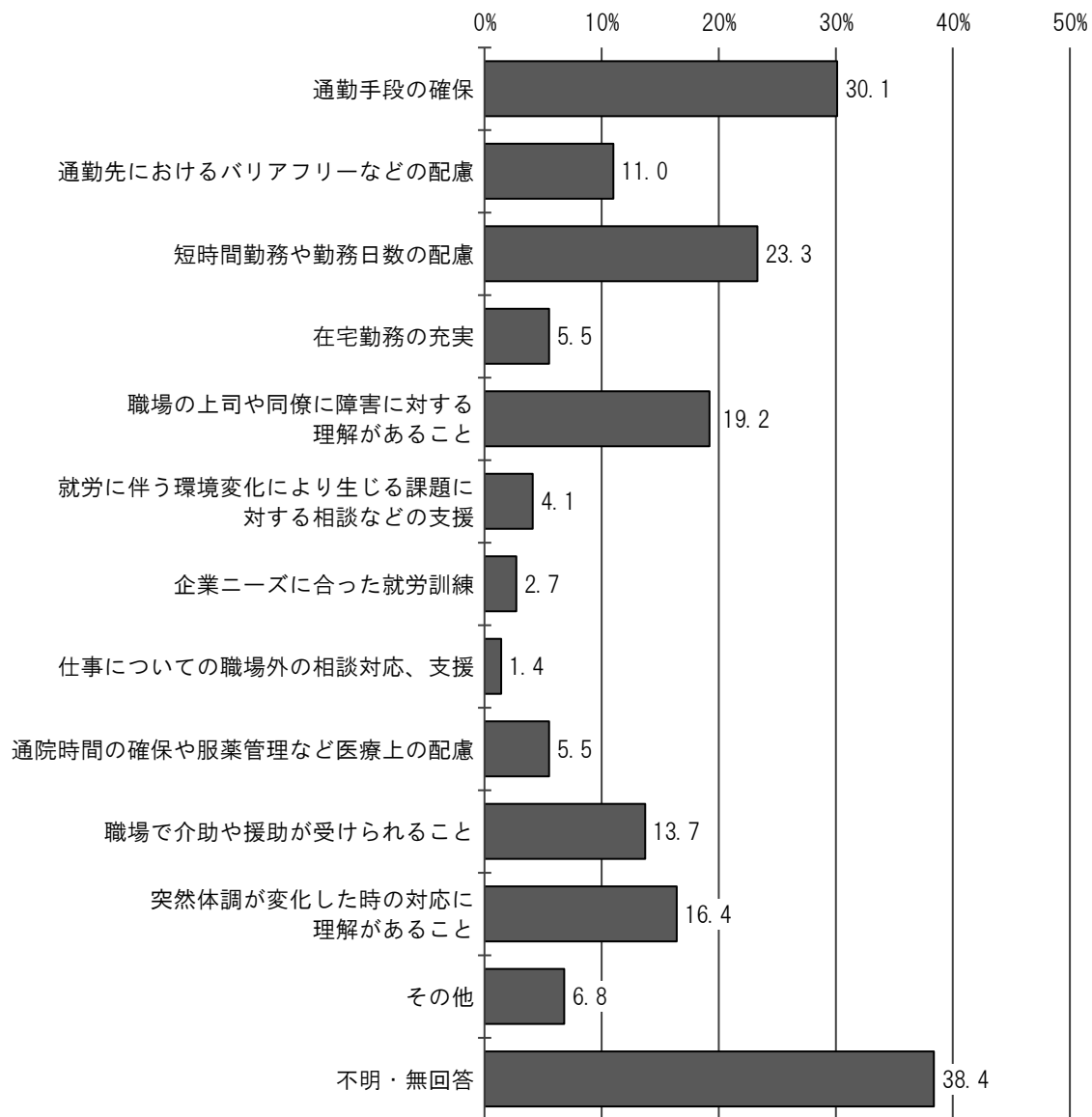
年齢別にみると、<18～39歳>では「就労したい」、<40～64歳>では「就労したいができない」、<65歳以上>では「就労したくない」が最も多くなっています。

%	合計	就労したい	就労したいができない	就労したくない	不明・無回答
全体	57	8.8	31.6	35.1	24.6
18～39歳	7	42.9	28.6	14.3	14.3
40～64歳	10	10.0	60.0	10.0	20.0
65歳以上	40	2.5	25.0	45.0	27.5

■就労支援

障害者の就労支援として必要なことについてみると、「通勤手段の確保」が30.1%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数の配慮」が23.3%、「職場の上司や同僚に障害に対する理解があること」が19.2%となっています。（複数回答）

n=73

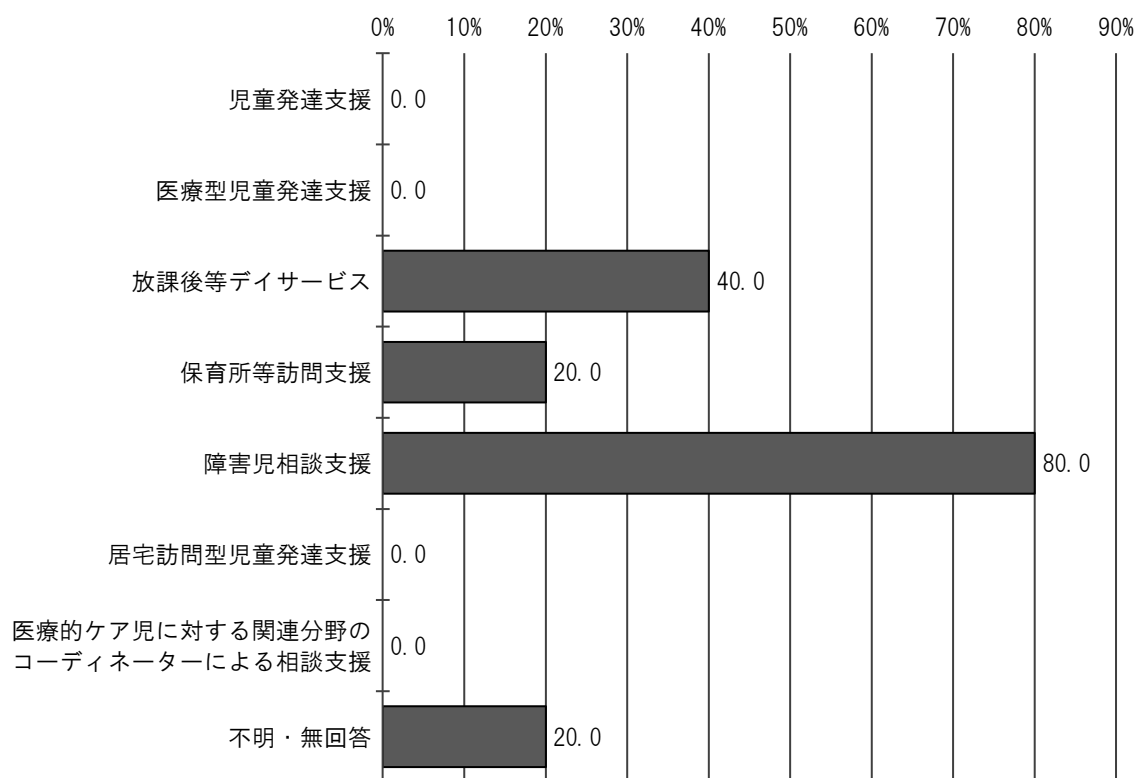


(10) 障害児福祉サービスについて

■障害児福祉サービスの利用意向【18歳未満の方のみ】

18歳未満の方の今後3年以内の障害児福祉サービスの利用意向についてみると、「障害児相談支援」が80.0%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が40.0%、「保育所等訪問支援」が20.0%となっています。（複数回答）

n=5

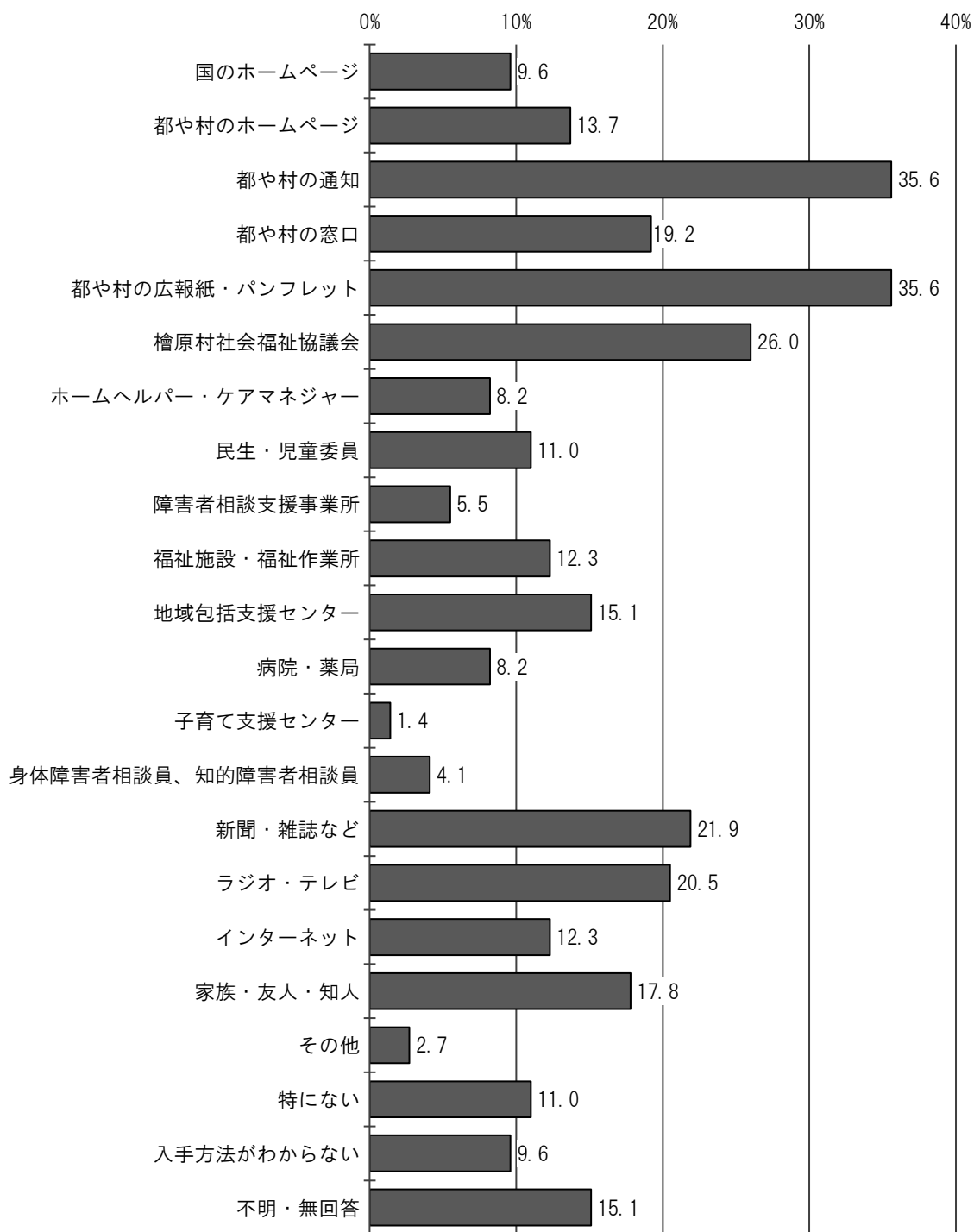


(11) 情報について

■情報の入手先

障害福祉に関する情報の入手方法についてみると、「都や村の通知」「都や村の広報紙・パンフレット」が35.6%と最も多く、次いで「檜原村社会福祉協議会」が26.0%となっています。(複数回答)

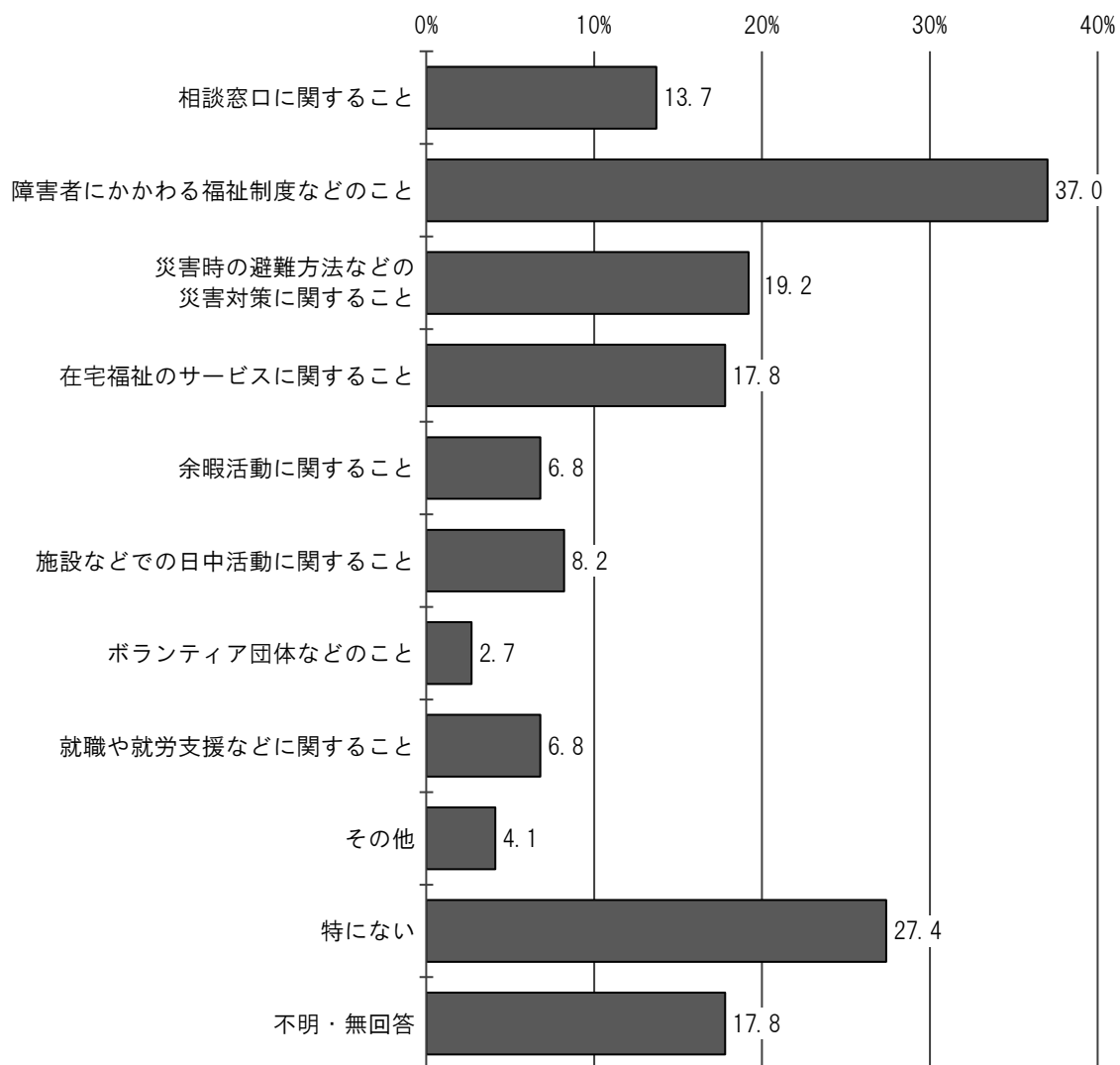
n=73



■知りたい情報の内容

生活に関することで、どのような情報が知りたいかについてみると、「障害者にかかわる福祉制度などのこと」が37.0%と最も多く、次いで「特にない」が27.4%、「災害時の避難方法などの災害対策に関すること」が19.2%となっています。（複数回答）

n=73

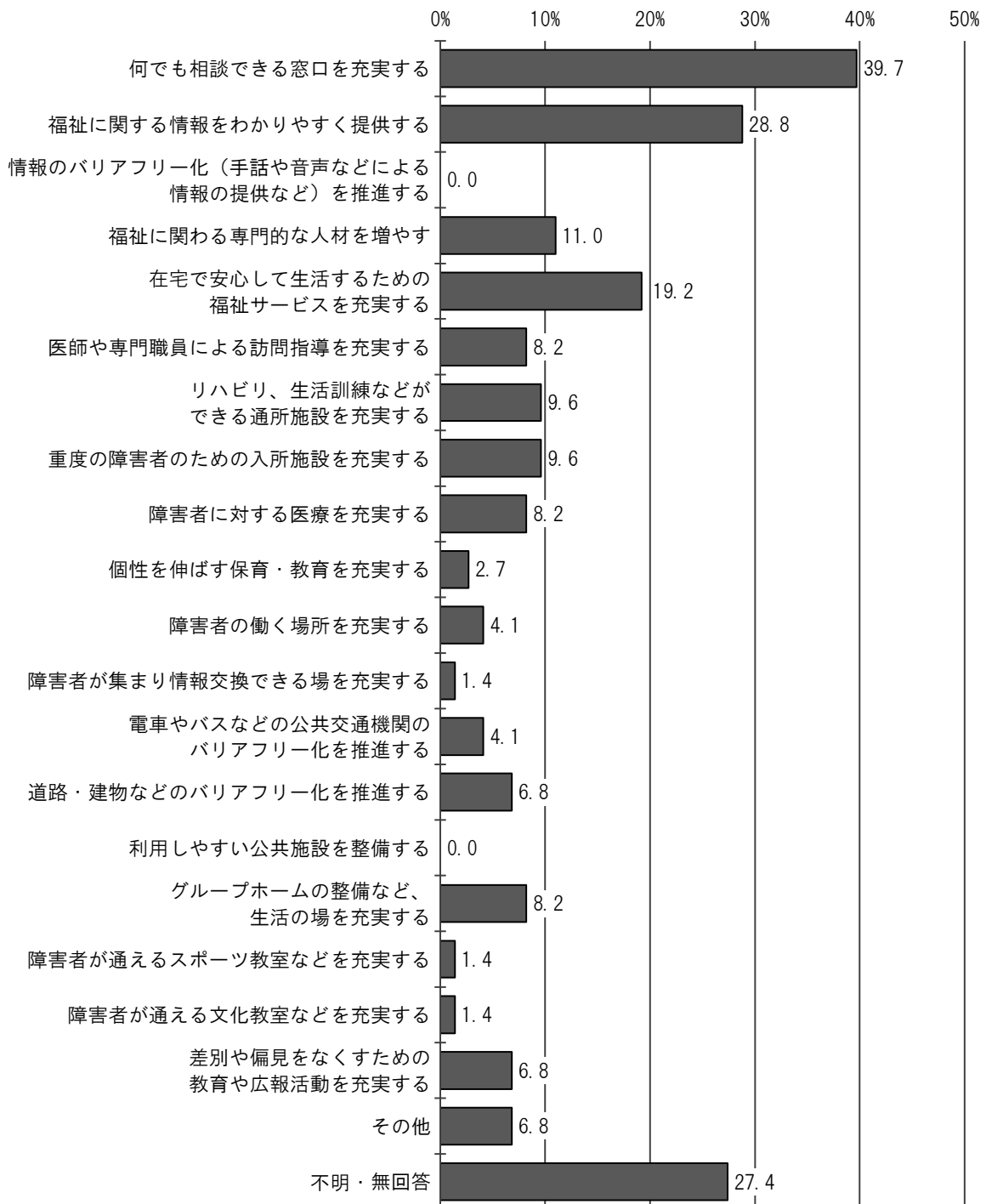


(12) 障害者施策について

■暮らしやすい村にするために希望すること

障害者にとって暮らしやすい村にするために希望することについてみると、「何でも相談できる窓口を充実する」が39.7%と最も多く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が28.8%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実する」が19.2%となっています。（複数回答）

n=73



3 障害福祉サービスの実績値の状況

(1) 前期計画の成果目標の実績

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、平成 28 年度末時点の施設入所者数は 6 人で、令和 2 年度（平成 32 年度）末時点の施設入所者数も 6 人でした。

項目	目標	実績値
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	7人	6人
【目標】地域生活移行者の増加	0人	0人
令和2年度末時点の施設入所者数（B）	7人	6人
【目標】施設入所者の削減（B-A）	0人	0人

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、長期入院患者数、地域移行に伴う基盤整備量いずれも、実績値が目標を下回っています。

項目	目標		実績値
長期入院患者数（平成29年時点）	12人	65歳以上 8人	1人
		65歳未満 4人	2人
地域移行に伴う基盤整備量 （利用者数）	3人	65歳以上 2人	0人
		65歳未満 1人	0人

③地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、村ではグループホーム等の居住できる施設がなく、地域生活支援拠点等の整備は困難であることから、緊急時にも対応できる体制の整備を進めています。

項目	目標	実績値
地域生活支援拠点数	目標の設定なし	0箇所

④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、令和2年度（平成32年度）中の一般就労への移行者数は実績値が目標を下回っている一方、令和2年度（平成32年度）末時点の就労移行支援事業の利用者数は実績値が目標に達しています。

項目	目標	実績値
平成27年度の一般就労への移行者数	0人	0人
【目標】令和2年度中の一般就労への移行者数	1人	0人
平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	1人	0人
【目標】令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	1人	1人
平成28年度末の就労移行支援事業所数	0箇所	0箇所
令和2年度末の就労移行率が3割以上の事業所数	0箇所	0箇所
令和2年度末の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	100%	0%

⑤障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等については、これまでの実績、地域の実情を踏まえて児童関連の既存の協議会や地域自立支援協議会を協議の場としています。

項目	目標	実績値
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	0箇所	0箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	0箇所	0箇所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	0箇所	0箇所

(2) 訪問系サービス

訪問系サービスについてみると、居宅介護・重度訪問介護でそれぞれ利用実績があり、居宅介護は令和元年度から増加して2人、重度訪問介護は平成30年度から1人ずつ利用実績があります。

実利用者数：人/月、利用時間：時間/月

			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
居宅介護	実利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		計画対比	100.0%	200.0%	200.0%
	利用時間	計画値	4	4	4
		実績値	7	12	8
		計画対比	175.0%	300.0%	200.0%
行動援護	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
	利用時間	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
同行援護	実利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
	利用時間	計画値	6	6	6
		実績値	0	0	0
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
重度訪問介護	実利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
	利用時間	計画値	120	120	120
		実績値	124	105	106
		計画対比	103.3%	87.5%	88.3%
重度障害者等包括支援	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
	利用時間	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-

(3) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについてみると、就労継続支援 A 型（雇用型）で毎年度、実績値が計画値を上回っています。自立訓練（生活訓練）は令和元年度から 1 人ずつ利用実績があり、今後も継続的なサービスの利用が見込まれます。

実利用者数：人/月、利用時間：人日/月

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
生活介護	実利用者数	計画値	9	9
		実績値	9	8
		計画対比	100.0%	88.9%
	利用時間	計画値	191	191
		実績値	191	168
		計画対比	100.0%	88.0%
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	計画値	0	0
		実績値	0	0
		計画対比	-	-
	利用時間	計画値	0	0
		実績値	0	0
		計画対比	-	-
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	計画値	0	0
		実績値	0	1
		計画対比	-	-
	利用時間	計画値	0	0
		実績値	0	1
		計画対比	-	-
就労移行支援	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%
	利用時間	計画値	21	21
		実績値	13	16
		計画対比	61.9%	76.2%
就労継続支援 A型(雇用型)	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	2	2
		計画対比	200.0%	200.0%
	利用時間	計画値	22	22
		実績値	30	39
		計画対比	136.4%	177.3%
就労継続支援 B型(非雇用契約型)	実利用者数	計画値	4	4
		実績値	4	5
		計画対比	100.0%	125.0%
	利用時間	計画値	64	64
		実績値	61	67
		計画対比	95.3%	104.7%
就労定着支援	実利用者数	計画値	0	1
		実績値	0	0
		計画対比	-	0.0%
療養介護	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%
短期入所（福祉型）	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%
	利用時間	計画値	5	5
		実績値	16	3
		計画対比	320.0%	60.0%

(4) 居住系サービス

居住系サービスについてみると、共同生活援助（グループホーム）は増加傾向にあり、令和元・2年度では実績値が計画値を上回っています。施設入所支援は減少傾向にあり、令和元・2年度では計画値を下回っています。自立生活援助の実績値は0人でした。

実利用者数：人/月

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	計画値	6	6
		実績値	6	8
		計画対比	100.0%	133.3%
施設入所支援	実利用者数	計画値	7	7
		実績値	7	6
		計画対比	100.0%	85.7%
自立生活援助	実利用者数	計画値	0	0
		実績値	0	0
		計画対比	-	-

(5) 相談支援

相談支援についてみると、計画相談支援で毎年度、実績値が計画値を上回っています。地域移行支援・地域定着支援は実利用者数が0人でした。

実利用者数：人/月

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
計画相談支援	実利用者数	計画値	3	3
		実績値	5	4
		計画対比	166.7%	133.3%
地域移行支援	実利用者数	計画値	0	0
		実績値	0	0
		計画対比	-	-
地域定着支援	実利用者数	計画値	0	0
		実績値	0	0
		計画対比	-	-

(6) 障害児通所支援及び障害児相談支援

障害児通所支援及び障害児相談支援についてみると、放課後等デイサービス・障害児相談支援で利用実績があり、毎年度、実績値が計画値を下回っている、若しくは同じ値となっています。

サービス量：人日/月、実利用者数：人/月

			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
児童発達支援	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
	サービス量	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
放課後等デイサービス	実利用者数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	1
		計画対比	100.0%	100.0%	50.0%
	サービス量	計画値	24	24	24
		実績値	11	11	3
		計画対比	45.8%	45.8%	12.5%
保育所等訪問支援	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
	サービス量	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
医療型児童発達支援	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
	サービス量	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
障害児相談支援	実利用者数	計画値	2	2	2
		実績値	1	1	1
		計画対比	50.0%	50.0%	50.0%
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーター	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-

4 地域生活支援事業の実績値の状況

(1) 必須事業

地域生活支援事業の必須事業についてみると、日常生活用具給付等事業、移動支援事業に一定の利用があります。理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業の基幹相談支援センターの設置・基幹相談支援センター等強化事業、地域活動支援センター事業は未実施となっています。

実施の有無：有無/年、設置箇所数：箇所/年、設置の有無：有無/年
 実利用者数：人/年、利用件数：件/月

			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有	
		実績値	無	無	無	
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有	
		実績値	無	無	無	
相談支援事業						
障害者相談支援事業所	設置箇所数	計画値	1	1	1	
		実績値	1	1	1	
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%	
	基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	有	有	有
			実績値	無	無	無
	基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	計画値	有	有	有
実績値			無	無	無	
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無	
		実績値	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	計画値	1	1	1	
		実績値	0	0	0	
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無	
		実績値	無	無	無	
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	実利用者数	計画値	1	1	1	
		実績値	0	0	0	
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%	
要約筆記者派遣事業	実利用者数	計画値	0	0	0	
		実績値	0	0	0	
		計画対比	-	-	-	
日常生活用具給付等事業	利用件数	計画値	18	18	18	
		実績値	10	11	11	
		計画対比	55.6%	61.1%	61.1%	
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	計画値	0	0	0	
		実績値	0	0	0	
		計画対比	-	-	-	

実施箇所数：箇所/年、実利用者数：人/年、利用時間数：時間/月

			平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
移動支援事業	実施箇所数	計画値	2	3	3
		実績値	2	2	2
		計画対比	100.0%	66.7%	66.7%
	実利用者数	計画値	2	3	3
		実績値	2	2	2
		計画対比	100.0%	66.7%	66.7%
	利用時間数	計画値	95	150	150
		実績値	97	95	117
		計画対比	102.1%	63.3%	78.0%
地域活動支援センター事業	実施箇所数	計画値	検討	検討	検討
		実績値	0	0	0
	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画対比	-	-	-
	機能強化事業	実施箇所数	計画値	0	0
実績値			0	0	0
計画対比			-	-	-

(2) その他の事業

その他の事業についてみると、じん臓機能障害者等通院交通費給付事業・重度障害者タクシー乗車料金等助成事業の実利用者数が平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向にあります。

実利用者数：人/年、設置箇所数：箇所/年

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (推計値)
自動車改造費助成事業	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	0	0
		計画対比	0.0%	0.0%
福祉ホームの運営事業	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	1	1
		計画対比	100.0%	100.0%
オストメイト対応トイレ事業	設置箇所数	計画値	計画値の設定なし	
		実績値	1	0
じん臓機能障害者等通院交通費給付事業	実利用者数	計画値	2	2
		実績値	1	1
		計画対比	50.0%	50.0%
重度障害者タクシー乗車料金等助成事業	実利用者数	計画値	33	33
		実績値	36	32
		計画対比	109.1%	97.0%
中等度難聴児発達支援事業	実利用者数	計画値	1	1
		実績値	0	0
		計画対比	0.0%	0.0%
買い物支援事業	実利用者数	計画値	計画値の設定なし	
		実績値	0	0
外出支援サービス事業	実利用者数	計画値	計画値の設定なし	
		実績値	0	0
ごみ収集支援事業	実利用者数	計画値	計画値の設定なし	
		実績値	3	3

5 第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の現状と課題

■相談体制・情報提供体制の充実

相談体制について、国では地域共生社会の実現に向けて断らない相談支援が重視されています。本村では、「計画相談支援」で平成 30 年度から毎年度、実績値が計画値を上回っています。障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向を踏まえた計画案の作成支援を継続することが重要です。また、アンケート調査によると障害者が村に希望することとして相談窓口の充実が挙げられており、相談支援体制の充実と強化が求められています。

情報提供体制について、アンケート調査によると都や村の通知や広報紙・パンフレットから情報を得ている方が多いことが分かります。障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、引き続き障害福祉に関して分かりやすく情報提供を行うことが大切です。

■地域生活支援の充実と居住環境の整備

地域生活支援について、アンケート調査によると現在自宅にいる方の多くが今後も自宅で生活することを希望しており、訪問系サービスでは居宅介護・重度訪問介護で一定の利用があります。障害者がそれぞれの住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう、引き続き生活支援を充実させることが重要です。

居住環境について、アンケート調査によると外出時に困ることとして公共交通機関が少ないことや階段・段差が多いこと等が挙げられています。移動支援や交通手段を充実させたり施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めたりして、障害者が利用しやすい居住環境を整備することが求められています。

■就労支援の充実

平成 26 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、全員参加型の一億総活躍社会の実現に向けて、社会的に弱い立場にある人々を社会から排除するのではなく、共生できる社会を目指すという社会的包摂の考え方が重視されています。

就労支援の充実について、アンケート調査によると現在就労していない 18 歳から 64 歳の障害者の方で「就労したいができない」と「就労したい」を合わせた『就労意向あり』が 7 割以上となっています。働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの障害や病気の程度に合わせた支援、就労に関する情報の提供や相談体制の充実が大切です。

■地域活動への参加促進

障害者が地域活動に参加することは地域住民の障害に対する理解と認識を深め、障害者の自立と社会促進に寄与します。

地域活動について、アンケート調査によると地域活動に「今も参加しており、今後も参加する」と「今は参加していないが、今後参加したい」を合わせた『参加意向あり』が5割を超えています。そのため、地域活動を通して地域住民との交流の場を増やしていくことが大切です。

■地域防災体制の充実

地域防災体制について、アンケート調査によると災害時に困ることや不安なこととして避難所での集団生活や投棄、治療が受けられないこと等が挙げられています。災害時に障害者を孤立させないために、支援ネットワークの構築を推進することや、計画的に防災対策に取り組むことが大切です。

■障害のある方への理解促進と差別解消・権利擁護

平成 24 年に障害者虐待防止法、平成 28 年に成年後見制度利用促進法と障害者差別解消法が施行されました。

障害のある方への理解促進と差別解消・権利擁護について、アンケート調査によるとヘルプカードをよく知っておらず、使用していない方が5割を超えていることが分かります。困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない障害者が、周囲に支援を求める手段として活用するヘルプカードの理解の普及を推進することが大切です。また、アンケート調査によると地域住民の障害に対する理解を進めていくために重要なこととして障害についての正しい知識の普及啓発のための講演会等の開催が挙げられています。社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるために、村民の障害に対する理解が促進するよう広報・啓発活動を展開することが重要です。さらに、障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するためにも、成年後見制度の適切な利用を促進していく必要があります。

■障害児支援の充実

障害児支援について、本村においては「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」の2つのサービスで平成 30 年度から継続して利用実績があります。また、アンケート調査によると今後利用したい障害児福祉サービスで「障害児相談支援」が最も多くなっています。障害児とその家族に対して相談支援をするとともに、早期療育のネットワークを構築し、障害児が円滑な教育・保育等を利用できるようにすることが大切です。

■福祉・医療・保健の連携強化

福祉・医療・保健との連携について、本村の身体障害者を等級別にみると、令和2年で「1級」が全体の約3割を占めており、より重度の障害を持っている方が多いことが分かります。精神障害者は平成28年から令和2年にかけて約2倍に増加し、自立支援医療の精神通院医療受給者もこの5年で約2倍になりました。また、アンケート調査によると現在または将来の不安や心配なこととして自分の病気や障害が悪化することが挙げられています。障害の予防と早期発見、障害の重度化や二次的障害の発生を防止するために福祉・医療・保健の連携強化が求められています。

第3章 計画の基本理念・基本指針

1 基本理念

基本理念Ⅰ

障害のあるすべての方が地域で役割を持ち
地域社会の一員として活躍できる村づくり

基本理念Ⅱ

子供から大人まですべての村民がともに安心して暮らせる、
助けあい・支えあいの村づくり

基本理念Ⅲ

村のあらゆる資源を活用し、
誰もが必要なサービスを受けることができる村づくり

基本理念Ⅰ 障害のあるすべての方が地域の中で役割を持って、村の一員として、活躍できる地域共生社会の実現を進めます。

基本理念Ⅱ 村内に住む子供から大人までのすべての方が、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送れるよう、住民同士で助けあい・支えあう地域共生社会の実現を進めます。

基本理念Ⅲ 村のすべての地域資源と周辺市町との地域連携を活用し、障害のあるすべての方が様々なサービスを受けることができる地域共生社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、計画の推進に向けた施策・事業を展開していきます。

＜基本目標1＞ともに暮らす地域づくり

＜基本目標2＞地域で支える支援体制づくり

＜基本目標3＞安心して生活できる村づくり

＜基本目標1＞ともに暮らす地域づくり

- 障害に対する差別や偏見をなくし、お互いを認め合える地域づくりを進めます。
- 障害者一人ひとりに合わせた就労支援を行い、多様な雇用の機会の確保に取り組みます。
- 障害者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを進めます。
- 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、意思疎通支援や情報提供の充実に取り組みます。

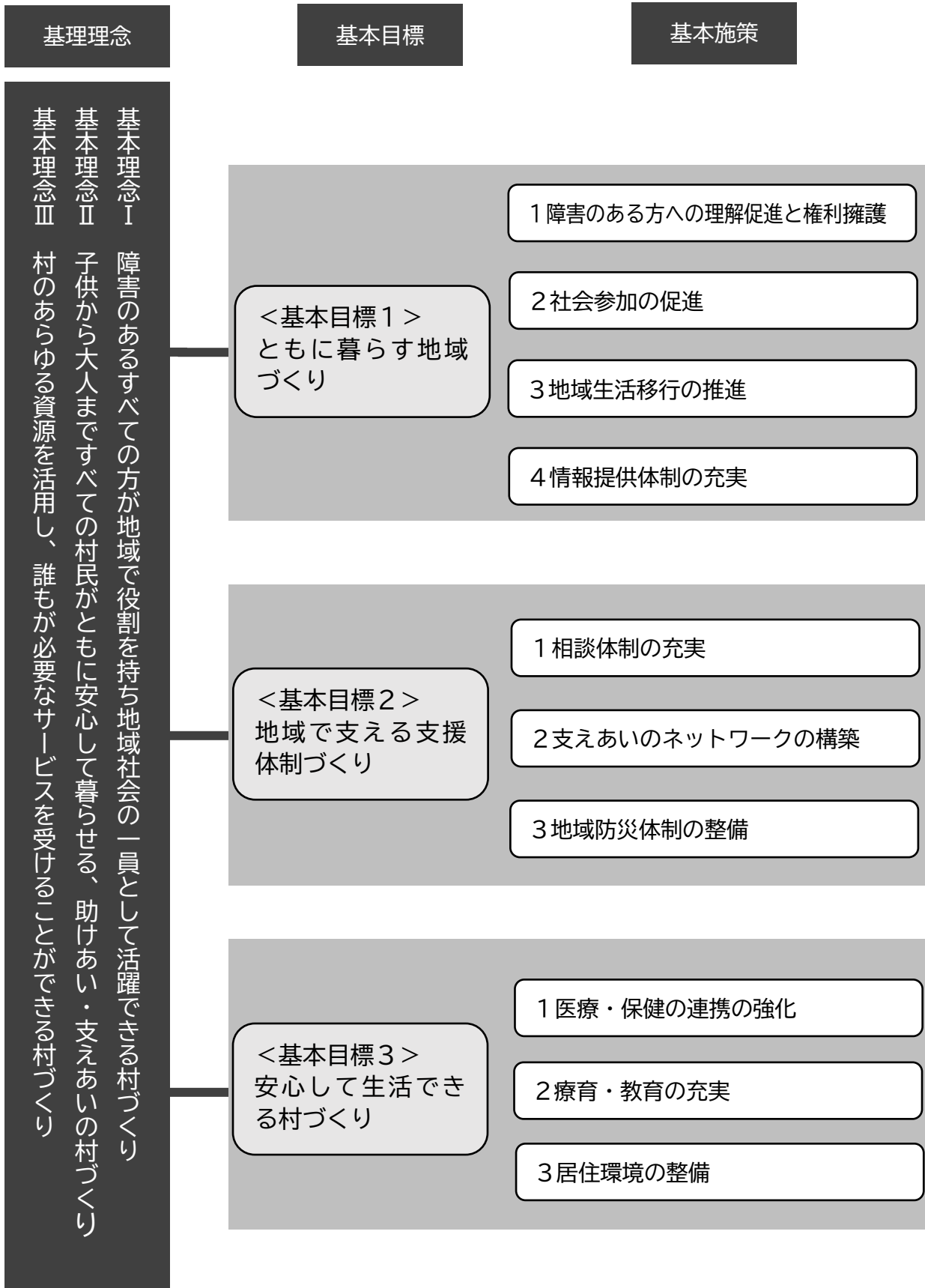
＜基本目標2＞地域で支える支援体制づくり

- サービス提供事業所や専門機関等と連携し多様な相談に対応できる体制を整備します。
- すべての村民がともに支えあって暮らしていけるよう、地域における支えあいのネットワーク構築に取り組みます。
- 災害時に地域住民と協力し、助けあうことができる支援体制づくりに取り組みます。

＜基本目標3＞安心して生活できる村づくり

- 医療・保健と連携して、障害者が身近なところでリハビリテーションが受けられるよう、機会と場の確保を図ります。
- 障害者・児のライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を充実させます。
- 障害者が住み慣れた家庭や地域で安全に生活できるよう、居住環境の整備に取り組みます。

3 施策の体系



第4章 障害者計画における施策の推進

1 ともに暮らす地域づくり

(1) 障害のある方への理解促進と権利擁護

【取り組みの方向性】

障害のある方もない方も、ともに暮らしていくためには、障害について関心を高め、正しく理解することが大切です。そのため、イベントの実施や広報活動で障害に関する知識の普及啓発を図るだけでなく、学校教育の中で障害福祉を学ぶ機会をつくります。また、成年後見制度の利用促進や市民後見人等の活動支援を通して、障害のある方の権利擁護に向けた取り組みを強化します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
障害のある方への理解・啓発事業	障害のある方に対する住民の理解と認識を深めるため、各種イベント等、様々な機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に努めます。
障害福祉制度の認知向上	障害のある方や障害のある子供のための制度を多くの方に知ってもらうため、制度についての広報や情報提供に努めます。
学校における障害福祉教育の推進	障害のある児童・生徒との日々の生活体験や都立特別支援学校との交流、人権教育において、障害福祉の教育を推進します。
自立支援と権利擁護の充実	知的障害や精神障害等の理由で判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。
中核機関（推進機関）の設置	知的障害や精神障害等の理由で、判断能力が低下し、自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった場合でも、地域で生活を継続できるよう、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能を備えた機関の設置を検討します。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するために、申し立てに係る費用の助成や、成年後見人に対する報酬費用の助成等、各種事業の検討を行います。
市民後見人等の活動支援	権利擁護支援の担い手として市民後見人等の育成や親族後見人を含めた後見人活動支援の在り方について検討します。

(2) 社会参加の促進

【取り組みの方向性】

障害のある方が、社会参加を通して地域住民と交流することは、役割づくりや生きがいがいづくりにつながります。社会参加を進めるために、就労の場や地域活動の機会の確保が重要です。そのため、一人ひとりに合わせた訓練や相談を行い、障害のある方が安心して働けるよう就労支援を充実させます。また、障害のある方のニーズに応じた様々な地域活動が展開できるよう、関連団体の活動を支援します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
団体・機関のネットワーク化	障害のある方本人や家族、支援団体、社会福祉法人等と行政がともに福祉施策の在り方等について考え、相互交流を図ることができるよう、ネットワーク化を図ります。
障害者団体の助成	檜原村障害者団体への助成の充実を図り、「ひの木の会」の活動と障害者団体の活性化を促します。
心身障害のある方の交流の促進	心身障害者親睦旅行事業等の促進を図り、心身障害のある方の交流機会を提供するとともに障害者団体の活動を支援し、社会参加の充実を図ります。
地域活動支援センターの設置	障害のある方等の創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を支援するための地域活動支援センターの設置について地域自立支援協議会で検討します。
福祉作業所の充実	福祉作業所のさらなる充実を促し、障害のある方の気軽な利用・活動を支援します。
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス事業所等において必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害のある方について、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び、障害者総合支援法により入所している方に更生訓練費を支給します。

施策・事業	内容
スポーツを通じた障害者理解	小・中学生を対象にオリンピックパラリンピック教育推進事業や夢未来プロジェクトでパラリンピアンを講師に招き、障害者スポーツを通じて障害を理解する教育を行います。
文化活動の促進	障害のある方の文化活動を促進するため、趣味活動の成果発表等の展示や催物等を行います。また、障害のある方が指導者・リーダーとして活動できるよう、支援に努めます。

(3) 地域生活移行の推進

【取り組みの方向性】

障害のある方が住み慣れた地域・場所で暮らしていけるよう、地域生活支援の充実を図ります。居宅介護、重度訪問介護等居宅で生活しながら療養できるサービスや、行動援護、移動支援事業等外出時における移動支援サービス等を展開させて、障害のある方が安心できる生活環境を確保します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
施設入所の支援	短期入所(ショートステイ)や共同生活援助(グループホーム)、その他施設に入所する障害のある方について、関係機関と調整しながら施設入所とサービス受給ができるよう支援します。
高齢者・介護保険サービスとの連携	同一世帯で実施するホームヘルパーの派遣等、高齢者サービスや介護保険サービスと共通するものについて、利用世帯の現状を把握しているケアマネジャー等、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ効果的なサービスを提供します。
障害のある方への生活支援	ホームヘルプサービス事業、入浴サービス事業等、介助者や関連機関との連携に努め、介助者を中心とした支援協力体制を整備します。
居宅介護支援	居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援等居宅での生活・療養のための支援サービスを充実します。
心身障害者短期入所事業	心身障害のある方が必要な時に短期入所を利用できるよう、事業所と連携を図り、サービスの提供に努めます。

施策・事業	内容
生活介護	<p>常時介護を要する障害のある方について、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行います。また、その他の身体的機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。</p>
日常生活用具の給付及び貸与	<p>補装具の交付及び修理についての理解を深め、利用促進を図ります。重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業については、実施主体である東京都に要請し、利用の簡便化を求めます。</p>
自動車改造費の助成	<p>広報等により事業のPR活動を行い、啓発に努め、利用者の拡大を図ります。</p>
じん臓機能障害者等通院等交通費補助事業	<p>じん臓または小腸の機能に障害を有する方が、障害に基づく症状を軽減または除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を補助し、じん臓機能障害者等の福祉を増進します。</p>
交通機関の割引等事業	<p>障害のある方等に対して、交通機関の割引等を周知することにより社会参加の促進に努めます。</p>
行動援護	<p>知的障害または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する方について、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。</p>
移動支援事業	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際して、移動の支援を行います。事業の運営にあたっては、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施します。</p>
重度障害者タクシー乗車料金等助成事業	<p>在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成し、移動の利便を図ります。</p>

(4) 情報提供体制の充実

【取り組みの方向性】

障害の有無にかかわらず必要な情報を適切に入手できるよう、情報アクセシビリティを向上させて情報提供体制の充実に努めます。また聴覚、言語機能、音声機能等を理由に意思疎通が困難な方と円滑なコミュニケーションを図るために、意思疎通支援を推進します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳等の方法により、障害のある方とその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
情報バリアフリーの推進	視覚や聴覚に障害のある方に対する情報バリアフリーを促進するため、社会動向や新しい技術に対応した情報提供方法について調査・検討を進めます。
情報公開の総合的な推進	広報ひのはらやホームページをはじめ、各種行政情報のお知らせ等を活用して、幅広く障害福祉に関する情報を提供します。また、各関連機関や相談機関との連携により情報の共有化を図り、より正確で迅速な提供体制を構築します。
利用者に応じた情報提供の充実	住民が必要とする情報を、障害の有無にかかわらず誰でも適切に得られるように広報ひのはらやホームページをとおして情報提供の充実に努めます。
情報提供とプライバシーの保護	個人の権利とプライバシー保護を基本に、地域からの情報提供の在り方について検討するとともに、必要な方に適切な情報が伝達されるよう障害福祉情報の提供に努めます。
福祉に関する広報・周知の充実	地域の障害者団体やボランティア団体の活動内容に関する情報提供を行い、住民参加の促進と福祉人材の確保につなげます。

2 地域で支える支援体制づくり

(1) 相談体制の充実

【取り組みの方向性】

障害のある方とその家族の悩みや不安等多様な相談に対して、サービス提供事業所や専門機関につなげたり、地域の民生・児童委員や地域包括支援センターと連携して適切な支援を提供したりするなど、一人ひとりに合わせた相談体制を充実させます。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
相談支援事業	障害のある方やその家族等の障害福祉全般に関する相談に応じ、サービス提供事業所や専門機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見等権利擁護のために必要な援助を行います。 また、地域の民生・児童委員との連携を図り、障害のある方の問題解決、社会参加等、多角的な面から相談支援を行います。
精神保健巡回相談の充実	専門医や保健師等が巡回相談を実施し、精神障害のある方の早期治療と社会復帰を図ります。
指定相談支援サービス	地域生活に移行した障害のある方、退院した精神障害のある方等、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる方に対し、相談支援事業者との連携を図り、総合的なケアマネジメントを提供します。

(2) 支えあいのネットワークの構築

【取り組みの方向性】

関連機関、団体、施設、ボランティア等と支えあいのネットワークを構築して、障害のある方の自立した暮らしを支えています。また、支えあいの輪を広げるために、福祉活動に参加する人材の育成・発掘や障害のある方を支援するボランティアの育成に努めます。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
地域生活支援拠点の整備	障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の整備を進めます。
機関・施設・団体間の連携	複数の機関が連携して効果的な支援を行うため、障害者関係機関・施設・団体間の組織化・ネットワーク化を推進します。
ボランティア等による地域サービスへの支援	障害のある方の地域交流や日常の活動を促進するため、ボランティア等、地域活動グループへの支援を拡充します。
施設と地域活動との連携	障害者施設が地域活動へ積極的に参加し、障害に対する住民の理解を深めるとともに、施設を地域に開放すること等により、地域での社会資源としての活用を促進します。
専門職経験者等の活用	地域での福祉活動に参加する人材を発掘、育成するとともに、関係機関との連携のもとに、専門職として資格や経験を有し、退職をした方を活用するなど、福祉人材の確保に努めます。
ボランティアの育成	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、障害のある方を支援するボランティアの育成に努めます。また、学校教育等の場でボランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボランティア活動の広がりを促進します。
緊急通報体制の充実	障害のある方の安全確保のため、緊急通報体制の新たな事業を検討し、より一層の充実を図ります。
買い物支援の充実	地理的な特性により買い物に不自由を感じる障害者も多いことから、日常生活に不便が生じないよう買い物支援の充実を図ります。
入浴の支援	在宅において入浴することが困難である障害者に対し、入浴の介助をします。
ごみ出し支援の充実	ごみ出しをすることが困難な障害者に対し、声かけを行いながら、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の戸別収集を実施します。
コミュニティ活動の活性化	福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行います。

(3) 地域防災体制の整備

【取り組みの方向性】

災害時に障害のある方を孤立させないために、要配慮者を把握することや自主防災組織を充実させること等、総合的な地域防災体制の整備に努めます。また、防災に対する知識の普及・啓発を行い、防災意識の向上を目指します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
救急情報の活用支援事業	災害時や救急時等、緊急の事態に備え、救急医療情報キットを配布し、在宅福祉の増進を図ります。
総合的な防災体制の充実	地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成、活動支援や防災マップの作成等総合的かつ計画的な防災対策を推進します。
避難場所の確保	身近な学校施設や公園等、障害のある方が安心して避難できる避難場所や施設の確保に努めます。
要配慮者の保護	災害時における緊急連絡体制を整備するため、庁内で連携し、プライバシーの保護に配慮しつつ、障害のある方等の要配慮者の把握に努め、地区ごとに災害発生時に安否確認・避難誘導・救助活動を行う体制を整備します。
防災意識の向上	防災に関する知識の普及・啓発を行い、障害のある方を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

3 安心して生活できる村づくり

(1) 医療・保健の連携の強化

【取り組みの方向性】

障害の重複化や重症化を防止するために、障害のある方が適切な医療が受けられ、身近なところでリハビリテーションができるよう、医療機関や介護サービス事業所等との連携を強化します。また、健康診査や健康教育を充実させて健康づくりを促進します。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
関連機関との連携強化	東京都（西多摩保健所）で実施する精神保健事業の積極的・有機的な活用を図るとともに、福祉事務所や医療機関との連携を強化し、専門機関からの精神保健サービスが速やかに提供されるように努めます。
地域リハビリテーションの充実	医療機関や介護サービス事業所等と連携し、身近な地域でのリハビリテーションの充実を図ります。
障害者手当等の充実	重度心身障害者福祉手当や心身障害者福祉手当、障害者扶養共済制度等について、事務の適性化に努めるとともに制度の充実を関係機関に要望します。
自立支援医療給付	医療費の自己負担分を原則 1 割とする従来の自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の周知、利用促進を進め、経済的負担の軽減等を図ります。
自主的な健康づくりへの支援	障害のある方の健康に対する意識の高揚を図るとともに、住民主体の健康づくり活動への支援に努めます。
健康診査	18 歳以上の村内居住者を対象として、健康診査を実施します。受診率の向上を目指すとともに、生涯を通じた健康づくりや健康管理体制づくりに取り組みます。
健康教育	各種の健康教育、健康教室を開催します。また、障害の有無にかかわらず健康教室の参加者の拡大に努めます。
医療機関との連携強化	障害のある方が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣の医療機関との連携を強化します。

(2) 療育・教育の充実

【取り組みの方向性】

保健所との連携を中心とした早期発見・早期治療に至る療育のネットワークを構築して、障害児が円滑な教育・保育等を利用できるよう切れ目のない支援を行います。障害児とその家族が安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害の特性や状況に応じた相談と指導の充実に努めます。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
早期療育ネットワークの構築	身体・情緒に障害のある子供、あるいは障害が予想される子供には、保健所との連携を中心とした早期発見・早期治療のネットワークシステムの構築が重要であるため、本村の地域特性を考慮しつつ、プライバシーの保護に配慮し、体制の整備について検討します。
乳幼児発達健康診査	運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対して、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見に努め、療育の支援を検討します。
特別支援教育	学習における支援等を必要とするすべての児童・生徒が、ニーズに応じた教育を受けられる特別支援教育を行います。
就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類等に応じた就学相談・指導の充実に努めます。
障害者支援施設への入所措置	障害者支援施設への入所・通所措置を円滑に行うため、体制づくりの強化・育成に努めます。地域におけるニーズの発生を早急かつ、また適時に把握すると同時に、対象者及び家族等の事情を取りこむことに努め、適正な入所措置を推進していきます。

(3) 居住環境の整備

【取り組みの方向性】

障害のある方が地域で安心して生活するために、公共施設や生活環境等障害特性に考慮したバリアフリーを推進します。障害のある方だけでなく、すべての村民が暮らしの中で不自由や危険を感じることはないよう、地域にやさしい環境づくりを進めます。

【施策・事業の展開】

施策・事業	内容
重度身体障害者（児）在宅設備改造費の給付	重度身体障害者（児）の在宅生活を容易にし、介護者の負担を軽減するための住宅設備改善に関する経費を助成します。
オストメイト対応トイレ整備事業	既存の公共トイレを改修する際に、各公共施設の所管課にオストメイト対応トイレの設置を働きかけます。
バリアフリーの村づくりの推進	「東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備等、福祉の村づくりを計画的に推進します。
ユニバーサルデザインの普及・啓発	誰もが住みやすい村づくりを進めていくため、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図ります。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

【障害者総合支援法の基本理念】

障害者総合支援法では、「障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す」という、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、次のような基本理念を掲げています。

第一条の二

- すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること
- すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- すべての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること
- 社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること
- 地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者及び障害児にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

2 令和5年度に向けた、障害福祉サービスの提供体制が 目指す目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行

【考え方】

国の指針

- (1) 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- (2) 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

村の方向性

国の基本指針を踏まえて、村の実情を加味し成果目標を以下のとおりに設定します。
引き続き在宅サービスや相談支援等を強化して、地域生活移行の支援体制を整備します。

【成果目標】

項目	目標	備考
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	6人	令和元年度末の人数
令和5年度末時点の施設入所者数(B)	6人	令和5年度末の利用人員見込み
(1)地域生活移行者	0人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
(2)施設入所者数の削減(A-B)	0人	令和5年度末までに削減する施設入所者数

■地域生活移行

施設入所から共同生活援助や自宅へ生活の場を移すことです。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【考え方】

国の指針

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- (2) 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)を設定することを基本とする。
- (3) 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

村の方向性

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターを含めた保健・医療・福祉関係者による地域自立支援協議会を協議の場とし、対応していきます。

【活動指標】

成果目標の達成に向けた取り組みとして、市町村ごとに保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数や関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することとなっています。

村の実情、具体的な数値の見込みは難しいですが、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制の構築に取り組んでいきます。

■地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

都が算出する令和5年度末の長期入院患者(1年以上入院患者数)の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)(以下、基盤整備量)を勘案しながら、村の実情を踏まえて令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めています。

基盤整備量	5人	65歳以上 3人
		65歳未満 2人
【参考】	12人	65歳以上 8人
長期入院患者数 ※令和元年時点		65歳未満 4人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【考え方】

国の指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

村の方向性

現状、村内にグループホーム等の居住できる施設がなく、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を整備することは困難ですが、調査・研究を進め、検討を行っていきます。また、引き続き相談支援を強化し、緊急時にも対応できるような体制を整備していきます。

■地域生活支援拠点

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームや障害者支援施設等の「居住支援機能」と、地域相談支援等を担当するコーディネーターやショートステイといった「地域支援機能」を合わせた仕組みのことで。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【考え方】

国の指針

- (1) 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- (2) 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- (3) 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- (4) 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- (5) このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

村の方向性

国の基本指針を踏まえて、村の実情を加味し成果目標を以下のとおりに設定します。

障害者の雇用を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を提供する事業所の確保や企業への働きかけを行うとともに、障害者本人に対しても一般就労や雇用支援に関する理解の促進を図ります。また、本村における物品の購入、役務の提供等について、福祉施設での受注機会の拡大にも努めます。

【現状】

令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	令和元年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	0人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	0人	令和元年度末の人数

【成果目標】

項目	目標	備考
(1)令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	0人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
(2)うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	
(2)うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	0人	
(2)うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	0人	
(3)就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	0人 (0%)	
(4)就労定着支援事業所の就労定着率	0%	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【考え方】

国の指針

- (1) 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- (2) 令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (3) 令和5年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- (4) 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- (5) 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

村の方向性

国の基本指針を踏まえて、村の実情を加味し成果目標を以下のとおりに設定します。

現状、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等の設置は難しいですが、これまでの実績、地域の実情を踏まえて、児童関連の既存の協議会や地域自立支援協議会を協議の場とし、引き続き関係機関と連携をしながら支援体制を整備します。

【成果目標】

項目	目標
(1)児童発達支援センターの設置	0箇所
(2)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	0箇所
(4)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0箇所
(5)医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	0箇所
(5)医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【考え方】

国の指針

令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

村の方向性

相談支援体制の充実・強化のため、地域自立支援協議会を中心に相談支援事業所や専門機関、地域の民生・児童委員等関係機関と連携し、一人ひとりに合わせた総合的な支援を行います。また、基幹相談支援センターの整備について検討します。

【活動指標】

成果目標の達成に向けた取り組みとして、障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数、相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化に向けた取り組みの実施回数を見込みを設定することとなっています。

村の実情、具体的な数値の見込みは難しいですが、相談支援体制の充実・強化に取り組んでいきます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【考え方】

国の指針

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

村の方向性

障害福祉サービス等の質を向上させるため、都等が実施する障害福祉サービス等に関する研修に参加し、学んだ情報を担当課で共有します。また、障害福祉サービスの利用状況を把握し、十分な提供ができているかの検証を行います。

【活動指標】

成果目標の達成に向けた取り組みとして、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修・その他の研修への市町村職員の参加人数や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の構築及び実施回数を見込みを設定することとなっています。

村の実情、具体的な数値の見込みは難しいですが、障害福祉サービス等の各種研修を活用して、障害福祉サービスの質の向上に取り組んでいきます。

3 障害福祉サービス等の見込み量と取り組み

(1) 障害福祉サービスの充実

訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅や通所等で利用するサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

①居宅介護

■内容

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたるサービスを提供します。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	12	12	12
	人/月	2	2	2

②重度訪問介護

■内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者について、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	時間/月	112	112	112
	人/月	1	1	1

③同行援護

■内容

視聴覚障害により、移動に著しい困難を有する方について、その方が外出移動及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読等）、移動の援護、外出時に必要とされる援助サービスを提供します。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

④行動援護

■内容

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する方について、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等のサービスを提供します。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

■内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方について、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者支援施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用契約型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）があります。

①生活介護

■内容

常時介護を要する障害者について、主として昼間、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	171	171	171
	人/月	8	8	8

②自立訓練（機能訓練）

■内容

身体障害者について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス事業所等において、身体機能の向上のために一定期間にわたり行われる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

■内容

知的障害または精神障害者について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス提供事業所等において、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	24	24	24
	人/月	1	1	1

④就労移行支援

■内容

就労を希望する障害者について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	16	16	16
	人/月	1	1	1

⑤就労継続支援A型（雇用型）

■内容

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型 (雇用型)	人日/月	39	39	39
	人/月	2	2	2

⑥就労継続支援B型（非雇用契約型）

■内容

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援B型 (非雇用契約型)	人日/月	67	67	67
	人/月	5	5	5

⑦就労定着支援

■内容

利用者が就職してから、少なくとも6ヶ月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所との連携を含め、サービスの提供体制について検討します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	0	0	0

⑧療養介護

■内容

医療を要する障害者であって常時介護を要する方について、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	1	1	1

⑨短期入所（福祉型）

■内容

居宅においてその介護を行う方の疾病、その他の理由により障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等について、これらの施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1

居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。具体的には、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助があります。

①共同生活援助（グループホーム）

■内容

障害者について主として夜間に、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先やその他関係機関との連絡、その他の日常生活上の支援を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	8 (2)	8 (2)	8 (2)

※ () 内は精神障害者の見込み

②施設入所支援

■内容

施設に入所する障害者について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	6	6	6

③自立生活援助

■内容

共同生活援助や施設入所支援を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ () 内は精神障害者の見込み

相談支援

相談支援は、適切なサービスの利用や地域移行にかかわる支援を行います。具体的には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

①計画相談支援

■内容

障害者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、指定特定相談支援事業所との連携を強化し、障害者の相談体制の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	5	5	5

②地域移行支援

■内容

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、指定特定相談支援事業所との連携を強化し、障害者の相談体制の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ () 内は精神障害者の見込み

③地域定着支援

■内容

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、指定特定相談支援事業所との連携を強化し、障害者の相談体制の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ () 内は精神障害者の見込み

障害児通所支援及び障害児相談支援

障害児通所支援及び障害児相談支援は、障害児系サービスの提供を行います。具体的には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターがあります。

①児童発達支援

■内容

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

②放課後等デイサービス

■内容

就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日/月	11	11	11
	人/月	2	2	2

③保育所等訪問支援

■内容

保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

④医療型児童発達支援

■内容

未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある子供）に児童発達支援及び治療を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所と連携しながら、サービスの提供体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

⑤障害児相談支援

■内容

障害児通所支援のサービスの利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、指定障害児相談支援事業所との連携を強化し、障害児の相談体制の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	1	1	1

⑥居宅訪問型児童発達支援

■内容

重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、相談支援事業所との連携を含め、サービスの提供体制について検討します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

■内容

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

■見込み

現状、コーディネーターの配置は難しいですが、サービス提供事業所との連携を強化し、総合的かつ包括的な支援を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネーター	人/年	0	0	0

(2) 地域生活支援事業の強化

必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

障害者が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み

村で主催するイベント等での障害者理解に関するPR活動の実施、地域自立支援協議会等において障害者理解に関する研修会を開催するなど、障害者理解の啓発活動に取り組みます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

■内容

障害者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込み

地域自立支援協議会や障害者団体等と連携し、どのような事業が自発的にできるかについて検討します。

また、障害者やその家族、障害者団体等が自発的に行うピアサポート等の取り組みへの支援体制の整備を図ります。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

■内容

障害者やその家族等の障害福祉全般に関する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、サービス提供事業所や専門機関の紹介等を行うとともに、虐待の防止や早期発見等、権利擁護のために必要な援助を行います。

■見込み

平成 23 年度から村内の指定特定・一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所「ひのきのその」に相談支援事業を委託しています。同事業所には社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な資格を持つ職員を配置し、適切かつ円滑な相談支援に努めています。

今後もサービス提供事業所や相談支援事業所と連携しながら、事業の周知を行い、相談支援事業の利用促進を図ります。

また、基幹相談支援センターの設置と強化事業の実施を検討します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援 事業	障害者相談支援事業所 (箇所)	1	1	1
	基幹相談支援センター (設置の有無)	無	無	無
	基幹相談支援センター等 強化事業(実施の有無)	無	無	無
	住宅入居等支援事業 (実施の有無)	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

■内容

判断能力が不十分で、親族等による後見等開始の審判の申し立てができない方について、本人に代わって村長が申し立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用負担をすることが困難な方に対しての、審判申し立て費用及び後見人への報酬助成の実施について検討します。

■見込み

直近3年間で利用実績はありませんが、村の現状から以下のとおりに見込みます。

制度を周知し、利用促進を図るとともに、活用しやすい事業となるよう実施体制を整備します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	1	1

⑤意思疎通支援事業

■内容

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳等の方法により、障害者とその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業です。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

意思疎通の支援を必要とする方が事業を活用できるよう、事業の周知を図ります。

なお、手話通訳者派遣事業については、村外の社会福祉法人へ委託しています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援 事業	手話通訳者派遣事業 (人/年)	0	0	0
	要約筆記者派遣事業 (人/年)	0	0	0

⑥日常生活用具給付等事業

■内容

重度障害者を対象に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。日常生活用具は、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」に分けられます。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、利用希望者の状況に応じた適切な用具の給付とともに、事業の周知、利用の普及・啓発、給付品目の拡充を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件/月	11	11	11

⑦手話奉仕員養成研修事業

■内容

聴覚障害者との交流活動の推進や、広報活動等の障害者に対する支援者として期待される手話奉仕員（日常生活程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

■見込み

手話通訳者の養成のための講習の実施については、人材や事業規模の面で村単独での実施が難しい状況です。

近隣市町等広域での実施や体制づくりを進め、人材の育成・確保に努めます。また、都の養成講座等を活用します。

⑧移動支援事業

■内容

屋外での移動や外出が困難な障害者に対して、社会通念上必要な外出や社会参加のための移動を支援する事業です。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

利用者に十分なサービスを提供できるよう、引き続き利用者動向を把握し、事業者と連携しながらサービスの充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施箇所数(箇所/年)	2	2	2
	利用時間数(時間/月)	117	117	117
	実利用者数(人/年)	2	2	2

⑨地域活動支援センター事業

■内容

障害者等に対し創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を支援する事業で、地域の実情に応じ柔軟に実施する事業です。

■見込み

定員の確保が困難なため、事業所の参入が難しく、現在の福祉作業所を地域活動支援センターに代わる事業所として事業を実施しています。

地域活動支援センターの設置については、福祉作業所の移行を含め、今後の方向性について地域自立支援協議会で検討します。

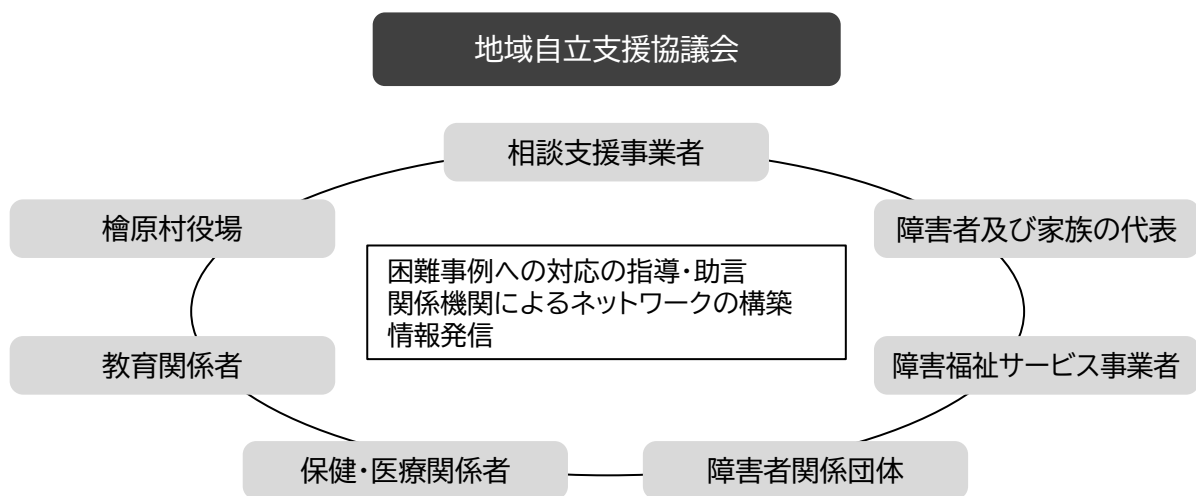
■地域自立支援協議会

現在、本村では地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会は、身体・知的障害者相談員や村内の障害福祉サービス事業所等関係機関の職員を委員とし、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議を行っています。また、ヘルプマークのPR活動等、障害者理解に関する周知活動を行っています。

今後も関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、地域の実情に応じた体制の整備、障害者やその家族への支援や連携の在り方について検討します。

《地域自立支援協議会の構成》



任意事業

①自動車改造費助成事業

■内容

身体障害者の日常生活上の利便性の向上や社会参加の促進を図るため、自動車改造にかかる費用を助成します。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0

②福祉ホームの運営事業

■内容

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする方を除く）を対象に、現に住居を求めている障害者につき、低額な居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障害者の地域生活を支援します。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、住居の提供と日常生活の援助を行い、地域で安心した暮らしができるよう支援します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの運営事業	人/年	1	1	1

③オストメイト対応トイレ事業

■内容

既存の公共トイレをオストメイト対応トイレに改修し、オストメイトの社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

■見込み

平成 30 年度に 1 箇所設置しました。

当面の設置予定はありませんが、今後の利用ニーズの対応に努めます。また、各公共施設の所管課に施設の整備改修時に設置の働きかけを行います。

④じん臓機能障害者等通院交通費給付事業

■内容

じん臓または小腸の機能に障害のある方が、障害に基づく症状を軽減または除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を助成し、じん臓機能障害者等の福祉の増進を図ります。

■見込み

直近 3 年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、じん臓機能障害者等が安心して暮らせるよう事業の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
じん臓機能障害者等 通院交通費給付事業	人/月	1	1	1

⑤重度障害者タクシー乗車料金等助成事業

■内容

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成し、移動の利便性を図るとともに、重度障害者及び保護者等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き、重度障害者の社会参加を促進するため、事業の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者タクシー乗車料金等助成事業	人/年	32	32	32

⑥中等度難聴児発達支援事業

■内容

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の発達を支援します。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
中等度難聴児発達支援事業	人/年	0	0	0

⑦買い物支援事業

■内容

物流面から生活を支えるため、障害者への見守り機能と物資の運搬を複合的に行い、在宅での生活を支援します。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
買い物支援事業	人/年	0	0	0

⑧外出支援サービス事業

■内容

道路事情等により路線バスまたはデマンドバスの運行がない地域に居住する障害者に対し、路線バス等に代わる移動支援を行います。

■見込み

直近3年間で利用実績がないため、引き続き見込みなしを想定します。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
外出支援サービス事業	人/年	0	0	0

⑨通所入浴サービス事業

■内容

在宅において入浴することが困難である障害者に対し、村内の施設等において入浴の介助をします。

■見込み

事業の周知を図り、必要な方がサービスを受けられるよう事業体制を充実させます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所入浴サービス事業	人/年	1	1	1

⑩ごみ収集支援事業

■内容

ごみ出しが困難な障害者を対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別に収集します。また収集時に声掛けを行い、安否確認も行います。

■見込み

直近3年間の利用実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

引き続き事業の主管課と連携し、事業の充実に努めます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ収集支援事業	人/年	3	3	3

第6章 計画の推進に向けて

1 各サービスの円滑な実施に向けた取り組み

(1) 庁内の連携体制の充実

障害者施策の推進にあたっては、福祉けんこう課をはじめ、幅広い分野における関係各課と連携しながら、効果的な実施を図ります。

(2) 国・都・近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国・都からの情報を収集しながら、制度改正等の変化に迅速に対応して施策展開を図ります。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいもの等については、都や近隣市町と連携し、適切な対応を図ります。

(3) 村民・団体・事業所・関係機関等との連携

障害の有無にかかわらず、すべての村民が障害福祉に関する理解を深め、合理的な配慮を実施していけるよう、本計画の内容を広く周知します。

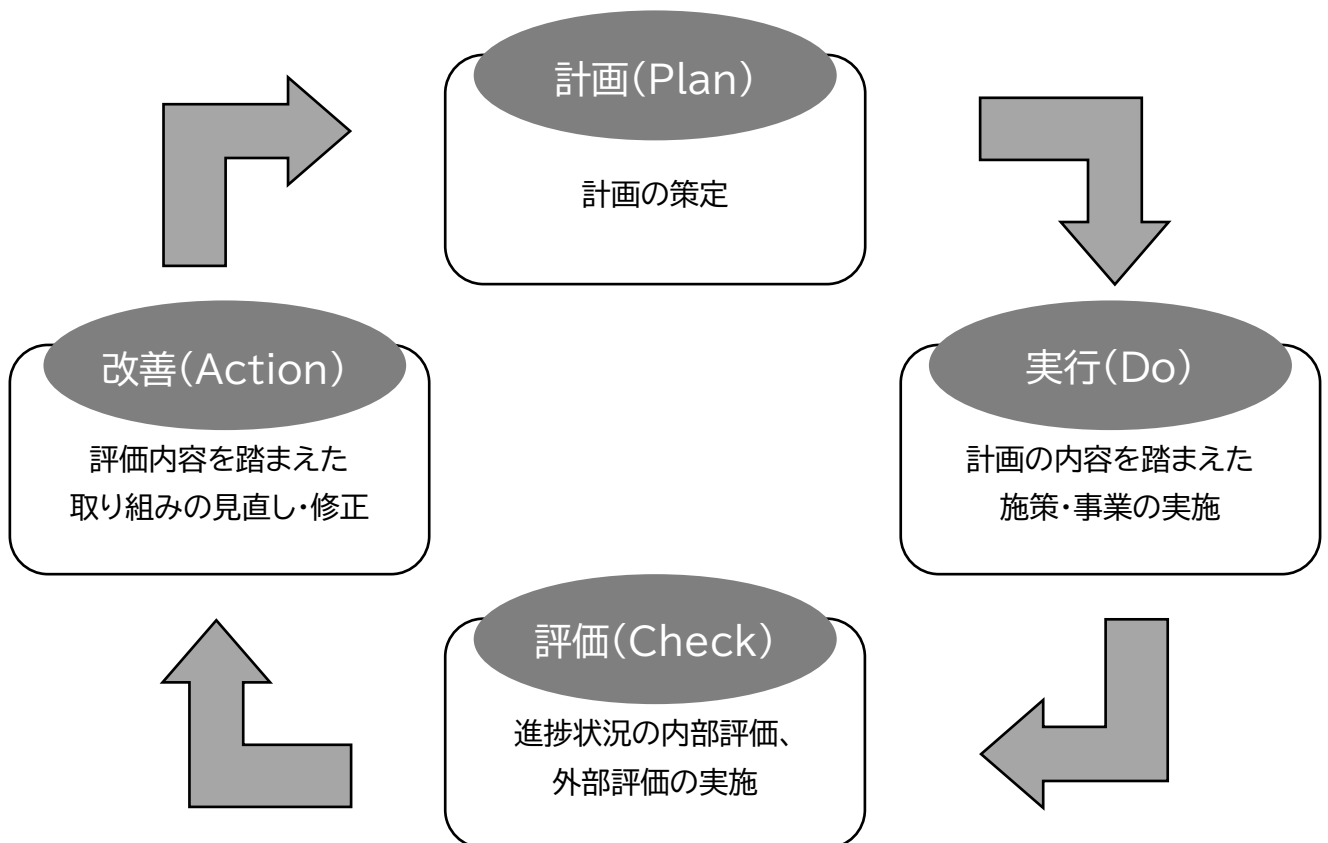
また、障害者施策の推進にあたっては、村民・団体・事業所・関係機関等、地域の多様な主体と幅広く連携しながら、地域における見守りや支援の強化を目指します。

2 計画達成状況の点検及び評価

本計画の着実な実施に向け、施策・事業の達成状況や進捗状況について、多様な視点から点検及び評価を行い、その結果を施策・事業に反映していきます。

点検及び評価は「計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルに基づいて実施します。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ



資料編

1 檜原村障害福祉計画策定委員会設置条例

(設置及び目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、檜原村の障害福祉を総合的に推進する施策の指針として、檜原村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く村民の意見を反映したものとするため、檜原村障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、檜原村長（以下「村長」という。）の諮問に応じ、障害福祉計画の策定に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者について、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 福祉関係の代表
- (4) 医療関係の代表
- (5) 公共的団体の代表
- (6) 住民代表
- (7) 村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による当該諮問にかかる審議が終了したときとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 檜原村障害福祉計画策定委員会委員名簿

令和3年3月31日迄

構成	役職・所属団体	氏名
障害福祉関係	障害者団体代表者	市川伊紀子
福祉施設関係	社会福祉法人 緑水会 檜原村障害者相談支援事業所	富永知里
福祉施設関係	特定非営利活動法人 つ・む・ぎ	三谷泰子
社協関係	檜原村社会福祉協議会局長 檜原村福祉作業所	◎小林泰代 吉澤公二
民生・児童委員関係	障がい福祉部会	○味岡進
医療機関	檜原診療所長	田原邦朗
一般	住民	嶋田照美
行政関係	檜原村副村長	八田野芳孝
保健・福祉関係	檜原村保健師	鈴木佳津枝

(敬称略) ◎は委員長、○は副委員長

3 計画策定の経過

日程	内容等
令和2年7月4日～7月20日	障害福祉に関するアンケート調査の実施
令和2年10月6日	第1回檜原村障害福祉計画策定委員会 (諮問) 檜原村障害福祉計画について (1) 障害福祉に関するアンケート調査結果の報告について (2) 計画骨子案について (3) その他
令和2年12月15日	第2回檜原村障害福祉計画策定委員会 (1) 計画素案について (2) その他
令和3年1月4日～1月22日	パブリックコメントの実施 意見件数 0件
令和3年2月3日	(答申) 檜原村障害福祉計画について

檜原村障害者計画
第6期檜原村障害福祉計画
第2期檜原村障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

発行：令和3年3月

編集：檜原村 福祉けんこう課 福祉係

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717 番地

TEL 042-598-3121

FAX 042-598-1263